

2023年度

教職ガイドブック

Konan Teacher Education Center

教育職員養成課程
学校図書館司書教諭



KONAN INFINITY

KONAN UNIVERSITY

2023年度 教職課程関係行事予定 教職課程ガイダンス・手続き等

新型コロナウイルス感染状況により、日程や実施方法など変更が生じる場合があります。随時、My KONANを確認してください。

	1年次	2年次	3年次	4年次
3月	教員課程ガイダンス (オンデマンド)			
3月20日		教職課程履修者登録ガイダンス	教育実習予備登録説明会	教育実習本登録説明会
4月			(介護等体験事前指導 介護等体験配当通知説明会) (*2023年度は実施しない。)	
6月			教育実習受入依頼説明会	
7月	教職課程履修者登録 事前説明会			
9月30日			教育実習受入内諾書 提出締切	
11月		介護等体験登録説明会 (中学校免許希望者対象)		
		介護等体験登録締切		
12月	小学校教員免許取得 プログラム (小プロ) 説明会			免許状一括申請説明会 ・教育実習日誌返却
				免許状一括申請書類提出締切
2024年 2月中旬	小プロ申込者面接			
3月上旬			教育実習前面接	
3月中～ 下旬	教職課程履修者登録ガイダンス	教育実習予備登録説明会	教育実習本登録説明会	
3月25日				免許状交付

★ガイダンス等は、必ず出席してください。遅刻や欠席をするとそれ以降の諸手続きは翌年以降になります。

★提出・提示期限は厳守。期日を過ぎた場合の手続きは翌年以降になります。

教職教育センター行事

	1年次	2年次	3年次	4年次
4月～5月				教育委員会による採用説明会
4月以降		教科別指導4回実施予定[4月・7月・10月・2月頃] (日時・場所は追って掲示)		
6月	卒業生教員による講演会			
6月下旬～ 8月下旬				教員採用試験対策講座 (面接・場面指導・模擬授業など)
8月・12月	学校ボランティア等情報交換会 (時間・場所は追って掲示)			
9月			教員採用対策講座 (教職教養)	
11月上旬	教員採用試験合格体験報告会			
11月中旬		教職スタートゼミ		
12月上旬	卒業生教職員の集い			
2023年 2月		教員採用対策講座 (一般教養)		
2月中旬～		春期講座		

※説明会・日時・場所等の詳細や変更は、My KONAN及び1・3号館1階の教職教育センター掲示板で連絡します。定期的に確認すること。

※記載内容に不明な点があれば、自己判断せずに、教職教育センター事務室で確認してください。

はじめに

甲南大学では、教育職員免許状や、司書資格の取得を希望する学生のために、教育職員養成課程・図書館学課程を設けています。

「教育職員養成課程」及び「図書館学課程（学校図書館司書教諭）」を履修するにあたっての詳しい内容をこの教職ガイドブックの諸事項に示してありますので、十分留意して履修してください。

特に、図書館学課程の学校図書館司書教諭の資格については、この課程の単位の取得のみで資格を得られるように誤解されがちですが、その前提となるのは教育職員免許状の取得なので注意してください。しかし、教育職員免許状の取得に必要な「大学が独自に設定する科目」（2019年度以降の入学生）は、司書教諭資格取得に必要な科目と重複しているものが多く、両方の免許・資格を取得するのは想像するほど困難ではありません。

教育職員養成課程（教職課程）を学ぶにあたっては、このガイドブックを活用し、効率的な履修計画を立て、免許取得に必要な単位を着実に修得して行ってください。

なお、「図書館学課程（司書）」については、教務部発行の履修要項で確認をしてください。

目 次

はじめに

- I 教育職員養成課程の履修における心構え…… 1
- II 甲南大学における教員養成の理念…… 2
- III 本学で取得できる免許状の種類
 - 1. 学部・学科…… 3
 - 2. 大学院（修士課程）…… 3

教育職員養成課程

〔2019年度（平成31年度）以降の入学生に適用〕

- IV 教職課程，免許取得までの流れについて
 - 1. 教員免許取得に必要な単位及び資格について…… 4
 - 2. 免許状取得までのスケジュールについて… 4
 - V 教育実習について
 - 1. 教育実習の履修…… 6
 - 2. 教育実習を履修するための条件
 - 〔2022年度（令和4年度）以降の入学生の場合〕… 6
 - 〔2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生の場合〕… 7
 - VI 教職実践演習について…… 7
 - VII 介護等体験
 - 1. 介護等体験の条件……10
 - 2. 諸手続……10
 - VIII 教職課程の履修・単位修得方法
 - 1. 基礎資格と最低修得単位数……12
 - 2. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目……14
 - 3. 教科及び教職に関する科目……15
 - ①「教育の基礎的理解に関する科目」
「道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目」
「教育実践に関する科目」
〔2023年度（令和5年度）の入学生に適用〕 …15
〔2022年度（令和4年度）の入学生に適用〕 …17
〔2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用〕 …19
 - ②「大学が独自に設定する科目」 ……21
 - ③「教科及び教職の指導法に関する科目」 ……22
- 国語科（文学部日本語日本文学科） ……24
 - 英語科（文学部英語英米文学科） ……26
 - 社会科（文学部社会学科） ……27
 - 社会科（文学部人間科学科） ……28
 - 社会科（文学部歴史文化学科） ……29

- 社会科（経済学部経済学科） ……30
 - 社会科（法学部法学科） ……31
 - 社会科（経営学部経営学科） ……32
 - 地理歴史科（文学部人間科学科） ……33
 - 地理歴史科（文学部歴史文化学科） ……34
 - 地理歴史科（経済学部経済学科） ……35
 - 地理歴史科（法学部法学科） ……36
 - 公民科（文学部社会学科） ……37
 - 公民科（文学部人間科学科） ……38
 - 公民科（経済学部経済学科） ……39
 - 公民科（法学部法学科） ……40
 - 公民科（経営学部経営学科） ……41
 - 商業科（経営学部経営学科） ……42
 - 理科（理工学部物理学科） ……43
 - 理科（理工学部生物学科） ……47
 - 理科（理工学部機能分子化学科） ……51
 - 数学科（知能情報学部知能情報学科） ……55
 - 情報科（知能情報学部知能情報学科） ……57
 - 国語科（人文科学研究科日本語日本文学専攻） ……59
 - 英語科（人文科学研究科英語英米文学専攻） ……60
 - 社会科（人文科学研究科応用社会学専攻） ……61
 - 社会科（人文科学研究科人間科学専攻） ……61
 - 社会科（社会科学研究科経済学専攻） ……62
 - 社会科（社会科学研究科経営学専攻） ……62
 - 地理歴史科（人文科学研究科応用社会学専攻） ……63
 - 公民科（人文科学研究科応用社会学専攻） ……64
 - 公民科（人文科学研究科人間科学専攻） ……64
 - 公民科（社会科学研究科経済学専攻） ……65
 - 公民科（社会科学研究科経営学専攻） ……65
 - 理科（自然科学研究科物理学専攻） ……66
 - 理科（自然科学研究科化学専攻） ……66
 - 理科（自然科学研究科生物学専攻） ……67
 - 理科（フロンティアサイエンス研究科生命化学専攻） ……67
 - 数学科（自然科学研究科知能情報学専攻） ……68
- IX 免許状申請手続
 - 1. 一括申請……69
 - 2. 個人申請……69
 - X 小学校教員免許状の取得……70
 - XI 教員採用試験について……71

学校図書館司書教諭

1. 図書館学課程について……………72
2. 学校図書館司書教諭科目の履修について……………72
3. 授業科目……………72

関連諸規程等

- 教職課程履修者登録に関する内規……………74
- 長期留学希望学生の特別措置に関する申合せ……………75
- 教育実習に関する内規……………76
- 編入学生の教育職員養成課程の履修について……………77
- 教職希望の科目等履修生等に関する申合せ……………78

教育職員養成課程

I 教育職員養成課程の履修における心構え

教育職員養成課程は、教育職員免許状の取得を希望する学生のために設けられています。

教育職員になるためには、次の世代を担う青少年の育成という、極めて責任の重い職業であることを自覚し、単に資格だけを取得しておくというのではなく、将来教壇に立って真の教育者としての資質を発揮しようとする確固たる覚悟が必要です。

また、教員採用試験の難関を突破して、教員に採用されるには、並々ならぬ決意と努力が要求されます。これに備えて、十分な対策を講ずることが必要です。即ち、教員を希望するなら早い時期から、学力の面でも、人物においても、目的意識をもって、努力と実行をしなければなりません。

本課程には、学内での講義・演習に加えて、中・高等学校における教育実習が義務づけられています。この実習期間中は、実習校では綿密なスケジュールと細心の指導で実習生の教育に当たっていただいています。これに払われる努力は並大抵のものではありません。そういう実習校側の好意と協力に対して、強い意志と旺盛な研究意欲をもって、取り組んでください。

国公立・私立を問わず、教育職員（小・中・高等学校・幼稚園等の教諭等）となるためには、教育職員免許法に定める教育職員免許状が必要です。この免許状を取得するためには、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法に基づいて大学が設置する教育職員養成課程を履修し、所定の単位を修得しなければなりません。

卒業と同時に教育職員免許状を取得するには、修得単位が過重になるので、卒業の要件に注意をはらい、この教職ガイドブックを十分理解すること。また、科目の履修にあたって、事前の登録が必要であったり、履修条件などを設けているので、1年次から計画的に履修しないと、免許状授与の要件を満たすことができなくなりますので注意してください。

したがって、教職課程を履修する学生は、将来教員になるという強い決意が大事であり、とりあえず資格をとっておこうという安易な態度での履修では免許状を取得することはできません。あくまで将来教職に就くことを前提とし、教員としての資質向上を心掛けて履修してください。

なお、教職課程に関する重要なお知らせ等は、My KONAN及び1・3号館1階の教職教育センター掲示板にて案内しますので、毎日確認してください。

Ⅱ 甲南大学における教員養成の理念

甲南学園は、甲南大学、甲南高等学校・中学校を設置する学校法人である。学園の創立は1919年の旧制甲南中学校開設にさかのぼり、その創立者は平生夙三郎である。平生は、「真の教育というものは人格の修養と健康の増進を第一義とし、これにそなえるに各人がうけたる天賦の特性を啓発指導するにあり」という教育理念を掲げた。

平生は、知育偏重の詰め込み主義・画一主義を排して、「徳育」と「体育」を重んじ、「知育」に関しては各人の持つ天賦の才能を引き出し、個性を尊重する教育を行うことを建学の精神とした。そして、「たんなる知識の増大でなく、胆力気力の涵養に意を注ぐ教育」を唱導するとともに、「健全なる常識を持った世界に通用する紳士（淑女）」の育成を目指した。「人間の魂が人間をつくる」が、教育における平生の信念であった。

このような建学の精神を受け継ぐ甲南大学は、「人物育成の教育」を旨とする大学である。このことは、「教育力の甲南」という基本方針として、現在まで脈々と引き継がれている。

本学は、教職課程においても、建学の理念・目的に基づき、以下のような教員像を具現すべく教員養成を行うものとする。

【幅広い教養と深い専門性を追求する能力を有する教員】

本学は、旧制高等学校以来の伝統を有する、文理系8学部及び5研究科からなる総合大学である。その広範囲な専門領域を土台に、幅広い教養を身につけるとともに、各学部・学科における高度な教育を通じて、深い専門性を追求しつづける教員を養成する。人文科学、社会科学、自然科学のいずれの分野においても、そこで得られる知識・技能は、「健全なる常識」を備えた人間が駆使するものでなければならない。

【専門職として「教える」能力を有する教員】

学習面や生活面における生徒のつまずきをいち早く察知し、あるべき方向に教え導く能力を有する教員を養成する。教員は、自身の「できなかったことができるようになった」ときの喜びを忘れることなく、常に生徒と共に歩み、彼らの成長を促す指導力を身につけねばならない。

【生徒の個性を伸ばさせる態度・姿勢を有する教員】

生徒の個性を引き出し、伸ばさせるために、生徒の人権を尊重し、一人ひとりの生徒に寄り添い、しっかり向き合うことができる教員を養成する。このことを可能とするのは、教員自身の人間的魅力、他者を思いやる気持ち、教員と生徒との間での信頼関係である。

Ⅲ 本学で取得できる免許状の種類

本学で教職課程の認定を受けている免許状の種類は、次表のとおりです。

1. 学部・学科

学 部	学 科	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
文 学 部	日本語日本文学科	国語	国語
	英語英米文学科	英語	英語
	社会学科	社会	公民
	人間科学科	社会	地理歴史・公民
	歴史文化学科	社会	地理歴史
理 工 学 部	物理学科	理科	理科
	生物学科	理科	理科
	機能分子化学科	理科	理科
経 済 学 部	経済学科	社会	地理歴史・公民
法 学 部	法学科	社会	地理歴史・公民
経 営 学 部	経営学科	社会	公民・商業
知 能 情 報 学 部	知能情報学科	数学	数学・情報

※ 所属する学部・学科で認定を受けていない免許状の取得については、教職教育センター窓口にご相談ください。

2. 大学院（修士課程）

研 究 科	専 攻	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
人 文 科 学 研 究 科	日本語日本文学専攻	国語	国語
	英語英米文学専攻	英語	英語
	応用社会学専攻	社会	地理歴史・公民
	人間科学専攻	社会	公民
自 然 科 学 研 究 科	物理学専攻	理科	理科
	化学専攻	理科	理科
	生物学専攻	理科	理科
	知能情報学専攻	数学	数学
社 会 科 学 研 究 科	経済学専攻	社会	公民
	経営学専攻	社会	公民
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	理科	理科

教育職員養成課程

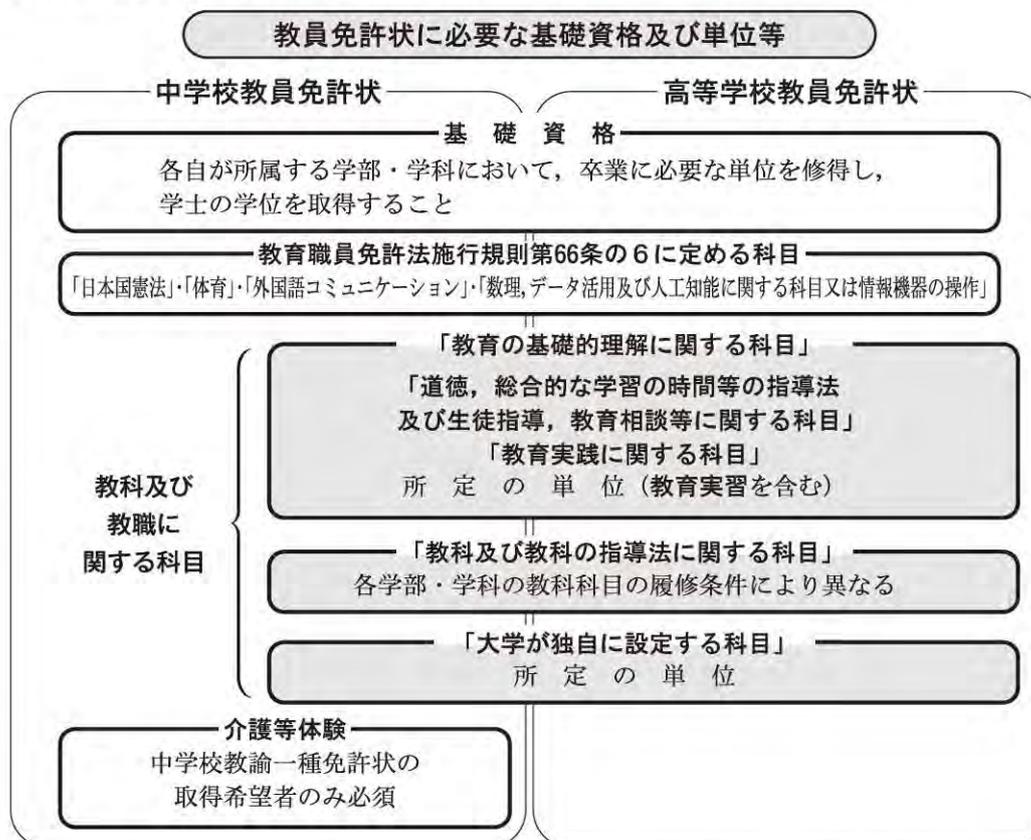
2019年度（平成31年度）以降の
入学生に適用

※2018年度（平成30年度）以前の入学生は
該当する年度の教職ガイドブックを参照してく
ださい。

IV 教職課程，免許取得までの流れについて

1. 教員免許取得に必要な単位及び資格について

教員免許状を取得するためには，下図の条件を満たすことが必要です。また，教職課程の履修は，1年次から開始して，免許取得に必要な科目を卒業までの4年間で計画的に履修していくことが大切ですが，無理のないように履修計画を立てるようにしましょう。



※ 小学校教員免許状については，取得プログラム説明会を毎年12月頃に1年次生を対象に開催しています。中学校教員免許状取得課程を履修している学生が対象です。

2. 免許状取得までのスケジュールについて

教育職員免許状を取得するには，先に示した図のとおり，所定の科目を履修し，単位を修得することが必要です。また，教育実習及び介護等体験（中学校教員免許取得希望者のみ）を行うにあたり，各種登録や事前指導などを完了していることが必須です。以下には，学年別に大切な行事や必要な手続きなどを表示しますので，忘れないように注意し，免許取得に向けて励んでください。

【中】：中学校教諭一種免許状取得希望者 【高】：高等学校教諭一種免許状取得希望者

1年次

時期	手続き及び行事など	履修方法など
4月	教職課程ガイダンス【中・高】	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職必修科目である「教職入門」を履修する。 ● 「基礎体育学演習」を履修する。 ● 『数理，データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作』の科目として指定されている科目を履修する（2年次以上の配当科目の場合もあり）。 ● 1年次に配当されている『教科及び教職に関する科目』を履修する。 ● 3月に登録するには，12月に所定の手続きを済ませ，3月に一定の条件を満たしておくことが必要です。 <p>※登録時に教職課程費が必要です。</p>
6月	卒業生教員による講演会【中・高】	
7月	教職課程履修者登録事前説明会	
12月	小学校教員免許取得プログラム説明会【小・希望者】	
3月	教職課程履修者登録ガイダンス （教職課程履修者登録の方法と2年次からどのように免許取得に必要な科目を履修するかを説明します。）	

2年次

時 期	手続き及び行事など	履修方法など
4月～5月	教職課程登録者面接	<ul style="list-style-type: none"> ●過去1年間に教員としての資質能力がどの程度身に付いたか自己評価を行なう。 ●2年次に担当されている『教科及び教職に関する科目』を履修する。 ●教育実習を履修するための前提条件となっている科目から優先して履修する。 ●教職登録手続きを完了しない者は、教育実習予備登録・本登録の手続きができないので、注意してください。 ●後期開講科目や集中講義は前期に登録してください ●学校ボランティア・インターンシップ等に積極的に参加し、教職への適性を確認したり、学校現場や教職についてさまざまな角度から考え理解することも大切です。また、4年次に行う教育実習にも大変役立ちます。 ●教員採用対策講座の受講とともに模擬試験も積極的に受験すること。 <p>※登録時に教職課程費が必要です。</p>
6月	卒業生教員による講演会【中・高】	
8月・12月	学校ボランティア等情報交換会 【参加者及び希望者】	
11月	介護等体験登録説明会【中】 介護等体験登録票の提出【中】 教職スタートゼミ	
2月	教員採用対策講座受講【中・高】	
3月	教育実習予備登録説明会【中・高】 教育実習予備登録票の提出【中・高】 学校ボランティア・インターンシップ等ガイダンス【中・高】	

3年次

時 期	手続き及び行事など	履修方法など
4月	介護等体験事前指導【中】 (学校及び施設における介護等体験の基礎知識を) 学ぶオリエンテーション 介護等体験担当通知説明会【中】	<ul style="list-style-type: none"> ●3年次に担当されている『教科及び教職に関する科目』を履修する。 ●教育実習へ行くための前提条件を満たすように履修登録を行ってください(後期開講科目及び集中講義も前期に登録してください)。 ●学校ボランティア・インターンシップ等に積極的に参加し、教職への適性を確認したり、学校現場や教職についてさまざまな角度から考え理解することも大切です。また、4年次に行う教育実習にも大変役立ちます。 ●教職教育センター共同研究・実習室(KTL・KTC:11号館2階)にて、模擬授業等にも積極的に取り組んでください。
6月	教育実習受入依頼説明会【中・高】 (実習受入依頼書交付説明会)	
8月・12月	学校ボランティア等情報交換会 【参加者及び希望者】	
9月	教育実習受入内諾書の提出/切	
11月	教職スタートゼミ	
12月	教員採用対策講座受講【中・高】	
3月	教育実習前面接【中・高】 教育実習本登録説明会【中・高】 教育実習本登録票の提出【中・高】 学校ボランティア・インターンシップ等ガイダンス【中・高】	

4年次

時 期	手続き及び行事など	履修方法など
4月	教育実習事前指導Ⅰ～Ⅷ【中・高】	<ul style="list-style-type: none"> ●「教育実習Ⅰ・Ⅱ」および「教職実践演習(中・高)」を履修する(本登録に基づき、教職教育センターで事前登録を行ないます)。 ●免許取得に必要な『教科及び教職に関する科目』を履修登録し、単位を修得することが必要です(後期科目についても免許取得に必要な科目は、前期に履修登録してください)。 ●教員採用試験に向けた、面接対策講座を開講します。 スケジュールを調整し、受講してください。また、採用試験結果報告書を提出してください。 ●教職教育センター共同研究・実習室(KTL・KTC:11号館2階)にて、模擬授業等にも積極的に取り組んでください。
5月～10月	教育実習	
6月～8月中旬	教員採用試験面接対策講座	
実習終了後	教育実習事後指導 (教育実習の単位は、事前指導・事後指導1単位分を含んでいるので、出席しないと単位が取得できません)	
12月	免許状一括申請説明会 (教育実習日誌も返却します) 免許状一括申請書類の提出	
3月	免許状交付	

V 教育実習について

1. 教育実習の履修

教職課程の実践的総まとめである教育実習は、きわめて重要なものとして、中学校教員免許では3週間、高等学校教員免許では2週間の学校現場実習が義務づけられています。それもただ単に2週間ないし3週間の現場実習に行けばよいというものではありません。他の授業科目とは異なり、実習前年度の予備登録に始まり、事前面接や諸手続を経て、4年次前期の「教育実習事前指導」を受講した後に、実習校での現場実習となります。現場実習終了後には「教育実習事後指導」を受講しなければなりません。これらの一連の指導と手続を経て、はじめて授業としての「教育実習」が終了します。「教育実習」の単位には、「事前指導」と「事後指導」の単位も含まれています。事前・事後指導の流れは下図の通りです。



2. 教育実習を履修するための条件

[2022年度（令和4年度）以降の入学生の場合]

教育実習を履修するための条件は次のとおりです。

- (1) 3年次終了までに、「教育原論」、「教職入門」、「教育心理」、「教育課程論」、「教育の方法・技術（ICTの活用含む）」、「生徒指導法（進路指導含む）」および「教育相談」を修得済みであること。
- (2) 国語科・英語科・社会科・地理歴史科・公民科・商業科・理科・情報科の免許状取得希望者は、「各教科の指導法」における必修科目を修得済みであること。
- (3) 数学科の免許状取得希望者は、「各教科の指導法」における必修科目を履修し、「数学科教育法Ⅰ」および「数学科教育法Ⅱ」を修得済みであること。
- (4) 教職課程履修者登録、教育実習予備登録および本登録などの諸手続きを完了していること。
- (5) 教育実習は、事前・事後指導と実習校での実習で成立しているため、事前・事後指導に欠席することは許されない（教育実習は事前・事後指導を含めて単位認定する）。
- (6) (1)～(5)以外にも実習教科ごとに「教科に関する専門的事項の科目」の履修条件があるので、確認すること。（各教科のページ参照）
- (7) 教育実習は、中学校免許状の取得を希望する者は「教育実習Ⅰ」を、高等学校免許状の取得を希望する者は「教育実習Ⅱ」を履修すること。
両方の免許状の取得を希望する者は、「教育実習Ⅰ」を履修すること。

教育実習を履修するための条件

[2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生の場合]

教育実習を履修するための条件は次のとおりです。

- (1) 3年次終了までに、「教育原論」、「教職入門」、「教育心理」、「教育課程論」、「教育の方法・技術」、「生徒指導法（進路指導含む）」および「教育相談」を修得済みであること。
- (2) 国語科・英語科・社会科・地理歴史科・公民科・商業科・理科・情報科の免許状取得希望者は、「各教科の指導法」における必修科目を修得済みであること。
- (3) 数学科の免許状取得希望者は、「各教科の指導法」における必修科目を履修し、「数学科教育法Ⅰ」および「数学科教育法Ⅱ」を修得済みであること。
- (4) 教職課程履修者登録、教育実習予備登録および本登録などの諸手続きを完了していること。
- (5) 教育実習は、事前・事後指導と実習校での実習で成立しているため、事前・事後指導に欠席することは許されない（教育実習は事前・事後指導を含めて単位認定する）。
- (6) (1)～(5)以外にも実習教科ごとに「教科に関する専門的事項の科目」の履修条件があるので、確認すること。（各教科のページ参照）
- (7) 教育実習は、中学校免許状の取得を希望する者は「教育実習Ⅰ」を、高等学校免許状の取得を希望する者は「教育実習Ⅱ」を履修すること。
両方の免許状の取得を希望する者は、「教育実習Ⅰ」を履修すること。

VI 教職実践演習について

教職実践演習の趣旨・ねらい

教職実践演習は、教職課程の他の授業科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて、学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて最終的に確認するものです。いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置づけられるものです。学生はこの科目を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできることが期待されます。

なお、教職実践演習は教育実習を履修中か修得済みの者しか履修できません。

「履修カルテ」について

教職実践演習の授業では、担当教員が学生個々のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行なうことにより、不足している知識や技能等を補うものとされており、そのための前提として「履修カルテ」を作成していきます。つまり「履修カルテ」のない人は「教職実践演習」を履修できないため、免許も取得できません。

また学生自身も必要な資質能力（学校教育についての理解、子どもについての理解、他者との協力、コミュニケーション能力、教科・教育課程に関する基礎知識など）について、毎年、自己評価を行なうこととなります。1年次ガイダンスでもお伝えしますが、詳細は「教職入門」の授業で取り上げます。

甲南大学教職課程 履修カルテ <自己評価シート>

学籍番号

名前

(1) 必要な資質能力についての自己評価

※該当年度において、全ての項目について自己診断による評価を行なう必要はありませんが、3年間のうちに評価してください。同じ項目を3年間評価しても構いません。

項目	項目	指標	(参考) 対応教科や活動内容など	自己評価 (1:不十分⇒4:十分)		
				2年次	3年次	4年次
				2年生3月 記入	3年生3月 記入	事後指導後 記入
学校教育についての理解	教職の意義	教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解していますか。	(使命感や責任感, 教育的愛情)	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	教育の理念・教育史・思想の理解	教育の理念, 教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得していますか。	教職入門 教育原論・教育史 教育社会行政論・人権教育論	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解	学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していますか。		1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
子どもについての理解	心理・発達論的な子ども理解	子ども理解のために必要な心理・発達論の基礎知識を習得していますか。	(生徒理解や学級経営) (社会性や対人関係能力)	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	学習集団の形成	学習集団形成に必要な基礎理論・知識を習得していますか。		1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	子どもの状況に応じた対応	いじめ, 不登校, 特別支援教育などについて, 個々の子どもの特性や状況に応じた対応の方法を理解していますか。	教育心理 特別支援教育論 教育相談 生徒指導法 教育実習	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
コミュニケーション	発達段階に対応したコミュニケーション	子どもたちの発達段階を考慮して, 適切に接することができますか。		1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	子どもに対する態度	気軽に子どもと顔を合わせたり, 相談に乗ったりするなど, 親しみを持った態度で接することができますか。	介護等体験 学校ボランティア	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	公平・受容的態度	子どもの声を真摯に受け止め, 公平で受容的な態度で接することができますか。		1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	社会人としての基本	挨拶, 言葉遣い, 服装, 他人への接し方など, 社会人としての基本的な事項が身についていますか。		1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
他者との協力	他者意見の受容	他者の意見やアドバイスに耳を傾け, 理解や協力を得て課題に取り組むことができますか。	(社会性や対人関係能力)	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	保護者・地域との連携協力	保護者や地域との連携・協力の重要性を理解していますか。		1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	共同授業実施	他者と共同して授業を企画・運営・展開することができますか。	部活動 インターンシップ参加 学校ボランティア報告会(準備含む)	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	他者との連携・協力	集団において, 他者と協力して課題に取り組むことができますか。		1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	役割遂行	集団において, 率先して自らの役割を見つけたり, 与えられた役割をきちんとこなすことができますか。		1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
教科・教育課程に関する基礎知識・技能	取得希望教科	これまで履修した教科教育分野の科目の内容について理解していますか。	(教科の指導力)	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	教科書・学習指導要領	教科書や学習指導要領(該当教科)の内容を理解していますか。	学部学科の専門力 「教科に関する専門的事項の科目」 教科教育法	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	教育課程の構成に関する基礎理論・知識	教育課程の編成に関する基礎理論・知識を習得していますか。	教育課程論 道徳指導法 特別活動指導法	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	道徳教育・特別活動	道徳教育・特別活動の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。		1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	総合的な学習の時間	「総合的な学習の時間」の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。	総合的な学習の時間指導法 IT基礎・IT応用, コンピュータ実習 I, プログラミング演習 I	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	情報機器の活用	情報教育機器の活用に係る基礎理論・知識を習得していますか。		1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	学習指導法	学習指導法に係る基礎理論・知識を習得していますか。		1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
教育実践	教材分析能力	教材を分析することができますか。	(教科の指導力) (生徒理解や学級経営)	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	授業構想力	教材研究を生かした授業を構想し, 子どもの反応を想定した指導案としてまとめることができますか。	教科教育法 指導案作成 模擬授業の実施及び ・共同研究・実習室指導員の指導を受ける。	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	教材開発力	教科書にある題材や単元等に応じた教材・資料を開発・作成することができますか。		1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	授業展開力	子どもの反応を生かし, 皆で協力しながら授業を展開することができますか。		1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	表現技術	板書や発問, 的確な話し方など授業を行う上での基本的な表現の技術を身に付けていますか。		1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	学級経営力	学級経営案を作成することができますか。	教育実習	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
課題探求	課題認識と探求心	自己の課題を認識し, その解決にむけて, 学び続ける姿勢を持っていますか。	(生徒理解や学級経営) (使命感や責任感, 教育的愛情)	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4
	教育時事問題	いじめ, 不登校, 特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題に関心をもち, 自分なりに意見を持つことができますか。	教育実習, 学校ボランティア	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4	1⇒2⇒3⇒4

現時点での自身の成長を見るものです。

(2) (ア) 教職を目指す上で課題と考えている事項 (イ) 到達事項・反省点など

1年4月(教職を希望する動機と目標)	
1年3月(イ)	
2年登録面接後	
2年3月(イ)	
2年3月(ア)	
3年3月(イ)	
3年3月(ア)	
4年事後指導終了後(イ)	

(3) 各年次のGPA

学年	前期	後期	年度計	計
1年次				
2年次				
3年次				
4年次				

(英語免許取得希望者記入欄) 留学期間 短期(年次 月～ 月(行先国:) 長期(年次 月～ 年次 月(行先国:))

学年	TOEIC	TOEFL	英検	国際言語文化センター開講 中上級英語科目	
記入例)	〇〇年〇月・800点		〇〇年〇月・準1級	中級英語〇〇・〇〇年度・秀	
取得年月及び得点					
級					
成績					

Ⅶ 介護等体験

小中学校の教員志望者は、平成10年4月1日から施行された「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（以下、「介護等体験特例法」という）により、「教員が個人の尊厳および社会連帯の理念に関する認識を深め、教員の資質向上および学校教育の一層の充実を図る」観点から、教育実習の他に特別支援（盲・聾・養護）学校で2日間、社会福祉施設で5日間、計7日間の介護等体験が義務づけられました。

特別支援学校については兵庫県教育委員会が、養護老人ホーム等の社会福祉施設については兵庫県社会福祉協議会が管轄しており、体験場所・体験時期については各機関から大学に配当されるので、学生から場所・時期を指定することはできません。

介護等体験を希望するものは、以下に述べる条件・諸手続に留意するとともに、介護等体験の意義・内容に十分な認識と理解を持って体験に臨んでください。

1. 介護等体験の条件

介護等体験を受けるための条件は、次のとおりです。

対 象	中学校教諭一種免許状取得希望者
条 件	<ul style="list-style-type: none">● 体験参加の前年度に登録を行うこと。 （登録時期は、教職教育センター掲示板にて連絡する）● 登録時に麻疹（はしか）の抗体があると確認できていること。● 3年次で体験するためには、2年次前期末のGPAが2.0以上あること。
参 考	2年次で登録を済ませ、3年次で体験を行うのが望ましい。

2. 諸手続

介護等体験を3年次で受けるためには、2年次の登録に始まる諸手続が必要で、その概括的なスケジュールは、次頁の「介護等体験スケジュール」に示していますが、その中の主要な点は次のとおりです。

(1) 登録

介護等体験希望者（中学校教諭一種免許状取得希望者）は、介護等体験登録説明会の時に配付された介護等体験登録票に必要事項を記入の上、期日厳守で教職教育センターに提出してください。（教職課程履修者登録を行なった者のみ介護等体験の登録が可能です。）

(2) 配当通知

特別支援学校及び福祉施設からの受入の通知は原則として My KONAN で連絡します。

(3) 費用

介護等体験には費用が必要です。登録時に徴収して、大学から一括して社会福祉法人に納めます。なお、一旦納入された費用については返金できません。

(4) 健康診断

受入を決定した福祉施設等に、当該年度の健康診断書を提出することになりますので、大学における定期健康診断を必ず受診してください。

(5) 麻疹（はしか）の抗体確認について

「母子健康手帳」または医療機関等での麻疹（はしか）の抗体検査で確認します。

(6) 事前学習

介護等体験に行くまでに学習が必要です。必ず事前指導に出席し、『特別支援学校における介護等体験ガイドブック：新フィリア』（ジアース教育新社刊）・『よくわかる社会福祉施設-教員免許志願者のためのガイドブック 第5版』（全国社会福祉協議会刊）を事前に読んでおいてください。

(7) その他

受入依頼をはじめとする受入施設への手続の開始後は、進路変更などの事情があっても、**体験を辞退することはできません**。やむを得ず介護等体験に参加できない事情が生じた場合は、事前に教職教育センターへ申し出てください。大学に無断で辞退することのないよう注意してください。

介護等体験スケジュール

(3年次での体験の場合)

		福 祉 施 設	特 別 支 援 学 校	
2 年 次	11月上旬	介護等体験登録説明会（介護等体験の登録について）		
	11月中旬	登録（体験費振込→登録票提出） 麻疹（はしか）の抗体確認		
	1月下旬	健康診断受診 胸部X線／内科検診／検尿／身体計測（身長・体重・視力） ※4項目すべてを受検すること		
3 年 次	4月	初旬	介護等体験事前指導	
			介護等体験配当通知説明会	
	4～5月	医務室にて「健康診断書」を発行（発行・申請方法：登録説明会にて説明）		
	前期体験	5月～11月	4月下旬～9月	
	後期体験	12月～2月	10月～3月	
	9月下旬～10月初旬頃	（教職教育センター窓口にて配付） 後期体験者への配当通知		
	11月上旬			（教職教育センター窓口にて配付） 後期体験者への配当通知
	体験開始1ヵ月前	（教職教育センター窓口にて受取） 「介護等体験期間証明書」	（教職教育センター窓口にて受取） 「事前連絡事項」（受入校から） 「介護等体験期間証明書」	
	体験開始2週間前まで	体験先へ事前連絡		
	体験開始まで	体験先より連絡のあった場合、My KONAN で連絡するので、よく見ておくこと。		
		準 備 学 習		
	体験中	初日	体験先へ提出 ①「介護等体験終了証明書」用紙 ★「健康診断証明書」	体験先へ提出 a「介護等体験終了証明書」用紙
		毎日	②「介護等体験記録」記入提出	b「介護等体験記録」記入提出
最終日		①・②受取り	a・b受取り	
終了後2週間以内	記入	③「介護等体験の感想・まとめ」	記入 c「介護等体験の感想・まとめ」	
	教職教育センターへ体験書類	①・②・③を提出	教職教育センターへ体験書類 a・b・cを提出	
	体験先へ礼状送付			
4 年 次	12月 教免一括申請	申請書類とともに ①「介護等体験終了証明書」を提出	申請書類とともに a「介護等体験終了証明書」を提出	

★「事前連絡事項」に従うこと。不要の場合もあるが、検便等の指示があれば早めに準備しておく。

※「介護等体験終了証明書」を紛失すると、教員免許状の申請ができません。

VIII 教職課程の履修・単位修得方法

教員免許状の取得に必要な基礎資格と免許状の種類毎の最低修得単位数は、下表のとおりです。

基礎資格とは、各自が所属する学部・学科において、卒業に必要な単位を修得し、学士の学位を取得することです。

基礎資格を取得するのに必要な単位は、甲南大学学則により定められた全学共通科目と専門教育科目の履修方法にしたがって、履修しなければなりません。

教員免許状を取得するには、上記の基礎資格のほかに、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、教育職員養成課程で定める「教科及び教職に関する科目」を各自の入学年度に応じた科目表に従って履修しなければなりません。

なお、履修にあたっては、次の事項に留意してください。

- (1) 基礎共通科目の「人権（同和）の問題」（2単位）を修得することが望まれます。
- (2) 中学校の教員免許状の取得を希望する者は、基礎共通科目の「哲学」（2単位）または「倫理学」（2単位）のいずれか1科目を含めて修得することが望まれます。

1. 基礎資格と最低修得単位数

基礎資格及び最低修得単位数

学部・学科

[2020年度（令和2年度）以降の入学生に適用]

免許状の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数					合計	
		教科及び教職に関する科目	免許法施行規則第66の6に定める科目					
			日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作		
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	国語（文学部日本語日本文学科）	68	2	2	4	2	78
		英語（文学部英語英米文学科）	66	2	2	4	2	76
		社会（文学部社会科学科） （文学部人間科学科） （文学部歴史文化学科） （経済学部経済学科） （法学部法学科） （経営学部経営学科）	64	2	2	4	2	74
		68	78					
		64					74	
		理科（理工学部物理学科） （理工学部生物学科） （理工学部機能分子化学科）	71	2	2	4	2	81
		87	97					
		70	80					
		数学（知能情報学部知能情報学科）	62	2	2	4	2	72
		高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	国語（文学部日本語日本文学科）	70	2	2	4
英語（文学部英語英米文学科）	70			2	2	4	2	80
地理歴史（文学部人間科学科） （文学部歴史文化学科） （経済学部経済学科） （法学部法学科）	62			2	2	4	2	72
公民（文学部社会科学科） （文学部人間科学科） （経済学部経済学科） （法学部法学科） （経営学部経営学科）	62			2	2	4	2	72
商業（経営学部経営学科）	62			2	2	4	2	72
理科（理工学部物理学科） （理工学部生物学科） （理工学部機能分子化学科）	66			2	2	4	2	76
67	77							
66	76							
数学（知能情報学部知能情報学科）	66			2	2	4	2	76
情報（知能情報学部知能情報学科）	62			2	2	4	2	72

学部・学科

[2019年度(平成31年度)の入学生に適用]

免許状の種類		基礎資格	大学における最低修得単位数					合計			
			教科及び教職に関する科目	免許法施行規則第66の6に定める科目							
				日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作				
中学校教諭一種免許状	国語(文学部日本語日本文学科)	学士の学位を有すること	68	2	2	4	2	78			
	英語(文学部英語英米文学科)		66	2	2	4	2	76			
	社会(文学部社会科学科) (文学部人間科学科) (文学部歴史文化学科)		64	2	2	4	2	74			
	(経済学部経済学科)		68					78			
	(法学部法学科)		64					74			
	(経営学部経営学科)		71					81			
	理科(理工学部物理学科) (理工学部生物学科) (理工学部機能分子化学科)		70	2	2	4	2	80			
	数学(知能情報学部知能情報学科)		62	2	2	4	2	72			
	高等学校教諭一種免許状		国語(文学部日本語日本文学科)	70	2	2	4	2	80		
			英語(文学部英語英米文学科)	70	2	2	4	2	80		
地理歴史(文学部人間科学科) (文学部歴史文化学科) (経済学部経済学科) (法学部法学科)		62	2	2	4	2	72				
公民(文学部社会科学科) (文学部人間科学科) (経済学部経済学科) (法学部法学科) (経営学部経営学科)		62	2	2	4	2	72				
商業(経営学部経営学科)		62	2	2	4	2	72				
理科(理工学部物理学科) (理工学部生物学科) (理工学部機能分子化学科)		66 67 66	2	2	4	2	76 77 76				
数学(知能情報学部知能情報学科)		66					2	2	4	2	76
情報(知能情報学部知能情報学科)		62					2	2	4	2	72

大学院(修士課程)

[2019年度(平成31年度)以降の入学生に適用]

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数	
中学校教諭専修免許状	国語(人文科学研究科日本語日本文学専攻) 英語(人文科学研究科英語英米文学専攻) 社会(人文科学研究科応用社会学専攻) (人文科学研究科人間科学専攻) (社会科学研究科経済学専攻) (社会科学研究科経営学専攻)	修士の学位を有すること。 又は大学院に1年以上在学し30単位以上を修得すること。	中学校及び高等学校の一種免許状を取得するのに必要な所定の単位を修得し、かつ、24単位以上を大学院修士課程の授業科目中それぞれの「大学が独自に設定する科目」について修得すること。	
高等学校教諭専修免許状	地理歴史(人文科学研究科応用社会学専攻)			
	公民(人文科学研究科応用社会学専攻) (人文科学研究科人間科学専攻) (社会科学研究科経済学専攻) (社会科学研究科経営学専攻)			
中学校教諭専修免許状	理科(自然科学研究科物理学専攻) (自然科学研究科化学専攻) (自然科学研究科生物学専攻) (フロンティアサイエンス研究科生命化学専攻)			
	高等学校教諭専修免許状			数学(自然科学研究科知能情報学専攻)

㊦ ◎教職課程履修者登録および科目履修登録上の注意

- ① 教職課程履修者としての登録の条件は、1年次のGPAが2.00以上あること、教職入門を修得していること。
登録は、1年次の年度末（3月）に行う。なお、教職課程履修者としての登録に「教職課程履修者登録に関する内規」が適用される。
- ② 教職課程履修者登録を完了していない者は、介護等体験申し込み及び予備登録の手続きはできない。
- ③ 教職課程履修登録時及び教育実習予備登録時には教職課程費を徴収する。詳細はガイダンスや掲示等において通知する。
- ④ 免許状取得希望の3・4年次生へ
教免取得希望の4年次生あるいは教育実習参加希望の3年次生は、取得の見込判定あるいは実習参加の履修条件を充足するために、必要な未修得科目について後期開講科目も必ず前期に履修登録をしなければならない。ただし、後期開講科目の履修については、後期履修の登録時に取り消すことができる（事前登録科目を除く）。

2. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目は、次表のとおりです。

それぞれの所属する学部・学科で決められた科目を履修しなければなりません。

[2019年度(平成31年度)以降の入学生に適用]

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目表

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	授業科目	単位数	配当年次	履修要件	
日本国憲法	日本国憲法	2	1	必修	
体育	基礎体育学演習	2	1	必修	
外国語コミュニケーション	中級英語 Speaking	4	2	いずれか 選択必修	
	中級英語 Presentation	4	2		
又は 人工知能、 データ活用 及び 情報機器の 操作に関する 科目	[文・経済・法・経営]	IT基礎 IT応用	2 2	1 1	いずれか 選択必修
	[理工学部物理学科]	コンピュータ実習 I	2	2	
	[理工学部生物学科, 機能分子化学科]	IT基礎	2	1	いずれか 選択必修
		IT応用	2	1	
[知能情報学部]	プログラミング演習 I	2	1	必修	

3. 教科及び教職に関する科目

① 「教育の基礎的理解に関する科目」

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」

「教育実践に関する科目」

【2023年度（令和5年度）の入学生に適用】（※P16の表 参照）

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等は、いずれの教科の免許状を取得する場合でも、修得しなければならない科目であり、各教科共通の科目である。
- (2) 修得した自由選択科目の単位については、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
- (3) 教育の基礎的理解に関する科目等には、所属する学部・学科の卒業必要単位数に算入されるものと、算入されないものがある。各学部・各学科により取り扱いが異なるので、それぞれの学部・学科の項を参照のこと。
また、履修の際には、各学部・各学科で定められている履修登録科目の単位制限にも十分注意を払い、計画的に履修すること。
- (4) 「教職入門」は、1年次の前期に履修すること。
- (5) 高等学校教諭一種免許状の取得を希望する場合、「道徳指導法」は「大学が独自に設定する科目」の単位数に充てる。
- (6) 教育実習は、4年次で履修すること。教育実習を履修するための条件は、次のとおりである。
 - ① 3年次終了までに、「教育原論」、「教職入門」、「教育心理」、「教育課程論」、「教育の方法・技術（ICTの活用含む）」、「生徒指導法（進路指導含む）」および「教育相談」を修得済みであること。
 - ② 国語科・英語科・社会科・地理歴史科・公民科・商業科・理科・情報科の免許状取得希望者は、「各教科の指導法」における必修科目を修得済みであること。
 - ③ 数学科の免許状取得希望者は、「各教科の指導法」における必修科目を履修し、「数学科教育法Ⅰ」および「数学科教育法Ⅱ」を修得済みであること。
 - ④ 教職課程履修者登録、教育実習予備登録および本登録などの諸手続きを完了していること。
 - ⑤ 教育実習は、事前・事後指導と実習校での実習で成立しているため、事前・事後指導に欠席することは許されない（教育実習は事前・事後指導を含めて単位認定する）。
 - ⑥ ①～⑤以外にも実習教科ごとに「教科に関する専門的事項の科目」の履修条件があるので、確認すること。（各教科のページ参照）
- (7) 教育実習は、中学校免許状の取得を希望する者は「教育実習Ⅰ」を、高等学校免許状の取得を希望する者は「教育実習Ⅱ」を履修すること。
両方の免許状の取得を希望する者は、「教育実習Ⅰ」を履修すること。
- (8) 複数クラス開講する科目は、いずれもクラスをまたがって履修することはできない。
- (9) 下表の科目については、各科目の履修条件に従って履修すること。

授業科目	履修条件
各教科の「教育法Ⅰ」および「教育法Ⅱ」	「教職入門」の単位を修得していること。
教育実習Ⅰ・Ⅱ	本項(6)に記載のとおり履修すること。
教職実践演習(中・高)	「教育実習Ⅰ」または「教育実習Ⅱ」を履修中か修得済みであること。ならびに「履修カルテ」を年度ごとに作成していること。

- (10) 教職課程履修者としての登録は、1年次の年度末（3月）に行う。教職課程履修者としての登録に「教職課程履修者登録に関する内規」が適用される。
- (11) 教職課程履修者登録を完了していない者は、介護等体験申し込みおよび教育実習予備登録の手続きができない。
- (12) 教職課程履修登録者と教育実習予備登録者から教職課程費を徴収する。詳細はガイダンスや掲示等において通知する。
- (13) 甲南大学を卒業後、引き続き教職課程を履修しようとする場合は、『教職希望の科目等履修生等に関する申合せ（教職ガイドブックに掲載）』に基づき受入を決定するので、注意すること。

[2023年度(令和5年度)の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等		中学校 一種 専修	高等学校 一種 専修	甲 南 大 学				
科 目	各科目に含めることが必要な事項			左記に対応する 本学の授業科目	単 位 数	配当年次	取得必修	実習前提
教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原論	2	1	○	○
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			教育史	2	2	自由選択	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教職入門	2	1	○	○
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育社会行政論	2	2	○	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			人権教育論	2	2	自由選択	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			教育心理	2	1	○	○
				特別支援教育論	2	2	○	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	㊦道徳の理論及び指導法	10	8	道徳指導法	2	2	○ 中のみ 必修	
	㊦総合的な学習の時間の指導法 ㊧総合的な探究の時間の指導法			総合的な学習の時間指導法	1	2	○	
	特別活動の指導法			特別活動指導法	2	3	○	
	教育の方法及び技術			教育の方法・技術 (ICTの活用含む)	2	2	○	○
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法							
	生徒指導の理論及び方法			生徒指導法(進路指導含む)	2	3	○	○
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2	2	○	○			
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	5 3	4 4	○	
	教職実践演習	2	2	教職実践演習(中・高)	2	4	○	
計(単位数)		27	23	必修科目(単位数)	30 (中一種) 26 (高一種)			

- ※ 高等学校一種免許状の取得を希望する場合、「道徳指導法」は「大学が独自に設定する科目」の単位に充てる。
- ※ 修得した自由選択科目の単位については、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
- ※ 中高両方の免許取得を希望する場合、「教育実習Ⅰ」を履修すること。
- ※ 「実習前提」欄は、教育実習に参加する前年度までに履修しておくこと。

3. 教科及び教職に関する科目

① 「教育の基礎的理解に関する科目」

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」

「教育実践に関する科目」

【2022年度（令和4年度）の入学生に適用】（※P18の表 参照）

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等は、いずれの教科の免許状を取得する場合でも、修得しなければならない科目であり、各教科共通の科目である。
- (2) 修得した自由選択科目の単位については、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
- (3) 教育の基礎的理解に関する科目等には、所属する学部・学科の卒業必要単位数に算入されるものと、算入されないものがある。各学部・各学科により取り扱いが異なるので、それぞれの学部・学科の項を参照のこと。
また、履修の際には、各学部・各学科で定められている履修登録科目の単位制限にも十分注意を払い、計画的に履修すること。
- (4) 「教職入門」は、1年次の前期に履修すること。
- (5) 高等学校教諭一種免許状の取得を希望する場合、「道徳指導法」は「大学が独自に設定する科目」の単位数に充てる。
- (6) 教育実習は、4年次で履修すること。教育実習を履修するための条件は、次のとおりである。
 - ① 3年次終了までに、「教育原論」、「教職入門」、「教育心理」、「教育課程論」、「教育の方法・技術（ICTの活用含む）」、「生徒指導法（進路指導含む）」および「教育相談」を修得済みであること。
 - ② 国語科・英語科・社会科・地理歴史科・公民科・商業科・理科・情報科の免許状取得希望者は、「各教科の指導法」における必修科目を修得済みであること。
 - ③ 数学科の免許状取得希望者は、「各教科の指導法」における必修科目を履修し、「数学科教育法Ⅰ」および「数学科教育法Ⅱ」を修得済みであること。
 - ④ 教職課程履修者登録、教育実習予備登録および本登録などの諸手続きを完了していること。
 - ⑤ 教育実習は、事前・事後指導と実習校での実習で成立しているため、事前・事後指導に欠席することは許されない（教育実習は事前・事後指導を含めて単位認定する）。
 - ⑥ ①～⑤以外にも実習教科ごとに「教科に関する専門的事項の科目」の履修条件があるので、確認すること。（各教科のページ参照）
- (7) 教育実習は、中学校免許状の取得を希望する者は「教育実習Ⅰ」を、高等学校免許状の取得を希望する者は「教育実習Ⅱ」を履修すること。
両方の免許状の取得を希望する者は、「教育実習Ⅰ」を履修すること。
- (8) 複数クラス開講する科目は、いずれもクラスをまたがって履修することはできない。
- (9) 下表の科目については、各科目の履修条件に従って履修すること。

授業科目	履修条件
各教科の「教育法Ⅰ」および「教育法Ⅱ」	「教職入門」の単位を修得していること。
教育実習Ⅰ・Ⅱ	本項(6)に記載のとおり履修すること。
教職実践演習(中・高)	「教育実習Ⅰ」または「教育実習Ⅱ」を履修中か修得済みであること。ならびに「履修カルテ」を年度ごとに作成していること。

- (10) 教職課程履修者としての登録は、1年次の年度末（3月）に行う。教職課程履修者としての登録に「教職課程履修者登録に関する内規」が適用される。
- (11) 教職課程履修者登録を完了していない者は、介護等体験申し込みおよび教育実習予備登録の手続きができない。
- (12) 教職課程履修登録者と教育実習予備登録者から教職課程費を徴収する。詳細はガイダンスや掲示等において通知する。
- (13) 甲南大学を卒業後、引き続き教職課程を履修しようとする場合は、『教職希望の科目等履修生等に関する申合せ（教職ガイドブックに掲載）』に基づき受入を決定するので、注意すること。

[2022年度(令和4年度)の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等		中学校 一種 専修	高等学校 一種 専修	甲 南 大 学				
科 目	各科目に含めることが必要な事項			左記に対応する 本学の授業科目	単 位 数	配当年次	取得必修	実習前提
教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原論	2	1	○	○
	教育史			2	2	自由選択		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			2	1	○	○	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			2	2	○		
	人権教育論			2	2	自由選択		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			2	2	○	○	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			2	2	○		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	2	2	○	○				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳指導法	2	2	○ 中のみ 必修	
	総合的な学習の時間の指導法			1	2	○		
	特別活動の指導法			2	3	○		
	教育の方法及び技術			2	3	○	○	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法							
	生徒指導の理論及び方法			2	2	○	○	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2	○	○				
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習Ⅰ	5	4	○	
	教職実践演習	2	2	教育実習Ⅱ	3	4		
	教職実践演習(中・高)			2	4	○		
計(単位数)		27	23	必修科目(単位数)	30 (中一種) 26 (高一種)			

- ※ 高等学校一種免許状の取得を希望する場合、「道徳指導法」は「大学が独自に設定する科目」の単位に充てる。
- ※ 修得した自由選択科目の単位については、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
- ※ 中高両方の免許取得を希望する場合、「教育実習Ⅰ」を履修すること。
- ※ 「実習前提」欄は、教育実習に参加する前年度までに履修しておくこと。

3. 教科及び教職に関する科目

① 「教育の基礎的理解に関する科目」

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」

「教育実践に関する科目」

【2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用】（※P20の表 参照）

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等は、いずれの教科の免許状を取得する場合でも、修得しなければならない科目であり、各教科共通の科目である。
- (2) 修得した自由選択科目の単位については、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
- (3) 教育の基礎的理解に関する科目等には、所属する学部・学科の卒業必要単位数に算入されるものと、算入されないものがある。各学部・各学科により取り扱いが異なるので、それぞれの学部・学科の項を参照のこと。
また、履修の際には、各学部・各学科で定められている履修登録科目の単位制限にも十分注意を払い、計画的に履修すること。
- (4) 「教職入門」は、1年次の前期に履修すること。
- (5) 高等学校教諭一種免許状の取得を希望する場合、「道徳指導法」は「大学が独自に設定する科目」の単位数に充てる。
- (6) 教育実習は、4年次で履修すること。教育実習を履修するための条件は、次のとおりである。
 - ① 3年次終了までに、「教育原論」、「教職入門」、「教育心理」、「教育課程論」、「教育の方法・技術」、「生徒指導法（進路指導含む）」および「教育相談」を修得済みであること。
 - ② 国語科・英語科・社会科・地理歴史科・公民科・商業科・理科・情報科の免許状取得希望者は、「各教科の指導法」における必修科目を修得済みであること。
 - ③ 数学科の免許状取得希望者は、「各教科の指導法」における必修科目を履修し、「数学科教育法Ⅰ」および「数学科教育法Ⅱ」を修得済みであること。
 - ④ 教職課程履修者登録、教育実習予備登録および本登録などの諸手続きを完了していること。
 - ⑤ 教育実習は、事前・事後指導と実習校での実習で成立しているため、事前・事後指導に欠席することは許されない（教育実習は事前・事後指導を含めて単位認定する）。
 - ⑥ ①～⑤以外にも実習教科ごとに「教科に関する専門的事項の科目」の履修条件があるので、確認すること。（各教科のページ参照）
- (7) 教育実習は、中学校免許状の取得を希望する者は「教育実習Ⅰ」を、高等学校免許状の取得を希望する者は「教育実習Ⅱ」を履修すること。
両方の免許状の取得を希望する者は、「教育実習Ⅰ」を履修すること。
- (8) 複数クラス開講する科目は、いずれもクラスをまたがって履修することはできない。
- (9) 下表の科目については、各科目の履修条件に従って履修すること。

授業科目	履修条件
各教科の「教育法Ⅰ」および「教育法Ⅱ」	「教職入門」の単位を修得していること。
教育実習Ⅰ・Ⅱ	本項(6)に記載のとおり履修すること。
教職実践演習(中・高)	「教育実習Ⅰ」または「教育実習Ⅱ」を履修中か修得済みであること。ならびに「履修カルテ」を年度ごとに作成していること。

- (10) 教職課程履修者としての登録は、1年次の年度末（3月）に行う。教職課程履修者としての登録に「教職課程履修者登録に関する内規」が適用される。
- (11) 教職課程履修者登録を完了していない者は、介護等体験申し込みおよび教育実習予備登録の手続きができない。
- (12) 教職課程履修登録者と教育実習予備登録者から教職課程費を徴収する。詳細はガイダンスや掲示等において通知する。
- (13) 甲南大学を卒業後、引き続き教職課程を履修しようとする場合は、『教職希望の科目等履修生等に関する申合せ（教職ガイドブックに掲載）』に基づき受入を決定するので、注意すること。

[2019年度～2021年度(平成31年度～令和3年度)の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等		中学校 一種 専修	高等学校 一種 専修	甲 南 大 学				
科 目	各科目に含めることが必要な事項			左記に対応する 本学の授業科目	単 位 数	配当年次	取得必修	実習前提
教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原論	2	1	○	○
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			教育史	2	2	自由選択	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教職入門	2	1	○	○
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育社会行政論	2	2	○	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			人権教育論	2	2	自由選択	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			教育心理	2	2	○	○
				特別支援教育論	2	2	○	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳指導法	2	2	○ 中のみ 必修	
	総合的な学習の時間の指導法			総合的な学習の時間指導法	1	2	○	
	特別活動の指導法			特別活動指導法	2	3	○	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			教育の方法・技術	2	3	○	○
	生徒指導の理論及び方法			生徒指導法(進路指導含む)	2	2	○	○
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			教育相談	2	2	○	○
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習Ⅰ	5	4	○	
	教職実践演習	2	2	教育実習Ⅱ	3	4		
				教職実践演習(中・高)	2	4	○	
計(単位数)		27	23	必修科目(単位数)	30 (中一種) 26 (高一種)			

- ※ 高等学校一種免許状の取得を希望する場合、「道徳指導法」は「大学が独自に設定する科目」の単位に充てる。
- ※ 修得した自由選択科目の単位については、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
- ※ 中高両方の免許取得を希望する場合、「教育実習Ⅰ」を履修すること。
- ※ 「実習前提」欄は、教育実習に参加する前年度までに履修しておくこと。

② 「大学が独自に設定する科目」

大学が独自に設定する科目については、次表に掲げる科目のうち、中学校の免許状の取得を希望する者は4単位以上、高等学校の免許状の取得を希望する者は12単位以上修得しなければなりません。ただし、免許教科の種類に応じた「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科に関する専門的事項の科目」に掲げる最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数を「大学が独自に設定する科目」に充てることができます。

[2019年度（平成31年度）以降の入学生用]

	中学校 一種・専修	高等学校 一種・専修	授 業 科 目	中学校 一種・専修	高等学校 一種・専修	配当 年次
大学が 独自に 設定す る科目	4	12	学校経営と学校図書館	2	2	2
			学習指導と学校図書館	2	2	2
			学校図書館メディアの構成	2	2	2
			読書と豊かな人間性	2	2	2
			情報メディアの活用	2	2	2
			道徳指導法		2	2
			最低修得単位数を超えて修得した当該教科の「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科に関する専門的事項の科目」	0～4	0～12	
計	4	12	計	4	12	

③ 「教科及び教科の指導法に関する科目」

- (1) 取得しようとする免許状の教科ごとに所定の単位を修得しなければなりません。これらの単位数については、教科ごとに次頁以降の各表に示しているので、開設されている学部・学科の授業科目を確認のうえ修得してください。
- (2) 「教科に関する専門的事項」の科目には、所属する学部・学科の卒業必要単位数に算入されるものと算入されないものがあります。それぞれの所属する学部・学年で定められている履修登録科目の単位制限にも十分注意をはらい、計画的に履修してください。
- (3) 自学部自学科で開設していない科目は、開設している学部等の時間割やシラバスを確認し、履修条件やクラス指定を注意した上で、履修登録を行ってください。

自学部自学科で開設していない科目は、下記を参考に開設している学部等の時間割やシラバスを確認し、履修条件やクラス指定を注意した上で、履修登録を行ってください。

[2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用]

科 目	開設学部・学科	文学部			経 済 部 学 部	法 学 部	経 営 部 学 部	基礎共通 科 目
		社 会 科 学 科	人 間 科 学 科	歴 史 学 文 学 科				
教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項 の 科 目	日本史概説Ⅰ ※	○	○	○	○	○	○	
	日本史概説Ⅱ ※	○	○	○	○	○	○	
	アジア史概説Ⅰ ※	○	○	○	○	○	○	
	西洋史概説Ⅰ ※	○	○	○	○	○	○	
	地誌Ⅰ	○	○	○	○			
	人文地理Ⅰ	○	○	○	○		○	
	自然地理学	○	○	○	○		○	
	社会人間学	○	○	○	/	○	/	
	社会学概論	○	○	○	/	○	/	
	哲学							○
	倫理学							○
	心理学							○
	宗教学							○
	哲学入門		○	○				
	倫理思想基礎論		○	○				
	心理学概論		○					
	こころの科学		○					
応用倫理学		○	○					
日本国憲法							○	

※印の科目は学部・学科のクラス指定に関わらず、教職課程履修者は（A）クラスを履修すること。

[2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用]

開設学部・学科		文学部			経 済 部	法学部	経 営 部	基礎共通目
		社 会 科	人 間 科 学 科	歴 史 学 科				
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項 の 科 目	科 目	社 会 科	人 間 科 学 科	歴 史 学 科	経 済 部	法学部	経 営 部	基礎共通目
	日本史概説Ⅰ ※	○	○	○	○	○	○	
	日本史概説Ⅱ ※	○	○	○	○	○	○	
	アジア史概説Ⅰ ※	○	○	○	○	○	○	
	西洋史概説Ⅰ ※	○	○	○	○	○	○	
	地誌Ⅰ	○	○	○	○			
	人文地理Ⅰ	○	○	○	○		○	
	自然地理学	○	○	○	○		○	
	社会人間学	○	○	○	/	○	/	
	社会学概論	○	○	○	/	○	/	
	哲学							○
	倫理学							○
	心理学							○
	哲学入門		○	○				
	倫理思想基礎論Ⅰ		○	○				
	倫理思想基礎論Ⅱ		○	○				
	心理学概論		○					
	こころの科学		○					
	日本国憲法							○

※印の科目は学部・学科のクラス指定に関わらず、教職課程履修者は（A）クラスを履修すること。

◆教科及び教科の指導法に関する科目（国語科）

国語科（文学部日本語日本文学科）

（中学校教諭一種免許状）

〔2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用〕

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科及び教科の指導法に関する科目	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	○日本語学概論Ⅰ	2
		○日本語学概論Ⅱ	2
		○日本語表現法Ⅰ	2
		○日本語表現法Ⅱ	2
		日本語史Ⅰ	2
		日本語史Ⅱ	2
		日本語文法論Ⅰ	2
		日本語文法論Ⅱ	2
	国文学（国文学史を含む。）	○日本文学史Ⅰa	2
		○日本文学史Ⅰb	2
		○日本文学史Ⅱa	2
		○日本文学史Ⅱb	2
漢文学	○漢文学Ⅰa	2	
	○漢文学Ⅰb	2	
	○漢文学Ⅱa	2	
	○漢文学Ⅱb	2	
書道（書写を中心とする。）	○書道	2	
必修科目（○印）26単位			配当年次
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○国語科教育法基礎Ⅰ	2	2
	○国語科教育法基礎Ⅱ	2	2
	○国語科教育法Ⅰ	2	3
	○国語科教育法Ⅱ	2	3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 26単位以上		
	各教科の指導法 8単位		

国語科（文学部日本語日本文学科）

（高等学校教諭一種免許状）

〔2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用〕

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科及び教科の指導法に関する科目	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	○日本語学概論Ⅰ	2
		○日本語学概論Ⅱ	2
		○日本語表現法Ⅰ	2
		○日本語表現法Ⅱ	2
		日本語史Ⅰ	2
		日本語史Ⅱ	2
		日本語文法論Ⅰ	2
		日本語文法論Ⅱ	2
	国文学（国文学史を含む。）	○日本文学史Ⅰa	2
		○日本文学史Ⅰb	2
		○日本文学史Ⅱa	2
		○日本文学史Ⅱb	2
漢文学	○漢文学Ⅰa	2	
	○漢文学Ⅰb	2	
	○漢文学Ⅱa	2	
	○漢文学Ⅱb	2	
必修科目（○印）24単位			配当年次
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○国語科教育法基礎Ⅰ	2	2
	○国語科教育法基礎Ⅱ	2	2
	○国語科教育法Ⅰ	2	3
	○国語科教育法Ⅱ	2	3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 24単位以上		
	各教科の指導法 8単位		

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（国語科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 【教科に関する専門的事項】における必修科目を20単位以上修得済みであること。
- (2) 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

国語科（文学部日本語日本文学科）

（中学校教諭一種免許状）

[2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科に関する専門的事項の指導法に関する科目	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	○日本語学概論Ⅰ	2
		○日本語学概論Ⅱ	2
		○日本語表現法Ⅰ	2
		○日本語表現法Ⅱ	2
		日本語史Ⅰ	2
		日本語史Ⅱ	2
		日本語文法論Ⅰ	2
		日本語文法論Ⅱ	2
	国文学（国文学史を含む。）	○日本文学史Ⅰa	2
		○日本文学史Ⅰb	2
		○日本文学史Ⅱa	2
		○日本文学史Ⅱb	2
漢文学	○漢文学Ⅰa	2	
	○漢文学Ⅰb	2	
	○漢文学Ⅱa	2	
	○漢文学Ⅱb	2	
書道（書写を中心とする。）	○書道	2	
必修科目（○印）26単位			配当年次
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○国語科教育法基礎Ⅰ	2	2
	○国語科教育法基礎Ⅱ	2	2
	○国語科教育法Ⅰ	2	3
	○国語科教育法Ⅱ	2	3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 26単位以上 各教科の指導法 8単位		

国語科（文学部日本語日本文学科）

（高等学校教諭一種免許状）

[2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科に関する専門的事項の指導法に関する科目	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	○日本語学概論Ⅰ	2
		○日本語学概論Ⅱ	2
		○日本語表現法Ⅰ	2
		○日本語表現法Ⅱ	2
		日本語史Ⅰ	2
		日本語史Ⅱ	2
		日本語文法論Ⅰ	2
		日本語文法論Ⅱ	2
	国文学（国文学史を含む。）	○日本文学史Ⅰa	2
		○日本文学史Ⅰb	2
		○日本文学史Ⅱa	2
		○日本文学史Ⅱb	2
漢文学	○漢文学Ⅰa	2	
	○漢文学Ⅰb	2	
	○漢文学Ⅱa	2	
	○漢文学Ⅱb	2	
必修科目（○印）24単位			配当年次
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○国語科教育法基礎Ⅰ	2	2
	○国語科教育法基礎Ⅱ	2	2
	○国語科教育法Ⅰ	2	3
	○国語科教育法Ⅱ	2	3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 24単位以上 各教科の指導法 8単位		

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（国語科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 【教科に関する専門的事項】における必修科目を20単位以上修得済みであること。
- (2) 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

◆教科及び教科の指導法に関する科目（英語科）

英語科（文学部英語英米文学科）

（中学校・高等学校教諭一種免許状）

〔2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用〕

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	○英語学入門	4
		△英語の文法	2
		△英語の意味	2
		△英語の音声	2
		△英語の獲得と理解	2
		英語の歴史 英語のレキシコン	2
	英語文学	○英米文化・文学入門	4
		イギリス文学思潮史Ⅰ	2
		イギリス文学思潮史Ⅱ	2
		アメリカ文学思潮史Ⅰ アメリカ文学思潮史Ⅱ	2
	英語コミュニケーション	○英作文Ⅰa	1
		○英作文Ⅰb	1
○イングリッシュ・フォーラムⅠa		1	
○イングリッシュ・フォーラムⅠb		1	
英作文Ⅱa		1	
英作文Ⅱb		1	
イングリッシュ・フォーラムⅡa		1	
イングリッシュ・フォーラムⅡb		1	
異文化理解	○英米文化探訪Ⅰ	2	
	○英米文化探訪Ⅱ	2	
	○英米文化研究Ⅰ	2	
	○英米文化研究Ⅱ	2	
	ブリティッシュ・スタディーズⅠ	2	
	ブリティッシュ・スタディーズⅡ	2	
	アメリカン・スタディーズⅠ	2	
	アメリカン・スタディーズⅡ	2	
必修科目（○印）20単位 選択必修科目（△印）4単位以上		配当年次	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○英語科教育法基礎Ⅰ	2	
	○英語科教育法基礎Ⅱ	2	
	○英語科教育法Ⅰ	2	
	○英語科教育法Ⅱ	2	
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 24単位以上 各教科の指導法 8単位		

英語科（文学部英語英米文学科）

（中学校・高等学校教諭一種免許状）

〔2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用〕

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	○英語学入門	4
		△英語の文法	2
		△英語の意味	2
		△英語の音声	2
		△英語の獲得と理解	2
		英語の歴史 英語のレキシコン	2
	英語文学	○英米文化・文学入門	4
		イギリス文学思潮史Ⅰ	2
		イギリス文学思潮史Ⅱ	2
		アメリカ文学思潮史Ⅰ アメリカ文学思潮史Ⅱ	2
	英語コミュニケーション	○英作文Ⅰa	1
		○英作文Ⅰb	1
○イングリッシュ・フォーラムⅠa		1	
○イングリッシュ・フォーラムⅠb		1	
英作文Ⅱa		1	
英作文Ⅱb		1	
イングリッシュ・フォーラムⅡa		1	
イングリッシュ・フォーラムⅡb		1	
異文化理解	○英米文化探訪Ⅰ	2	
	○英米文化探訪Ⅱ	2	
	○英米文化研究Ⅰ	2	
	○英米文化研究Ⅱ	2	
	ブリティッシュ・スタディーズⅠ	2	
	ブリティッシュ・スタディーズⅡ	2	
	アメリカン・スタディーズⅠ	2	
	アメリカン・スタディーズⅡ	2	
必修科目（○印）20単位 選択必修科目（△印）4単位以上		配当年次	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○英語科教育法基礎Ⅰ	2	
	○英語科教育法基礎Ⅱ	2	
	○英語科教育法Ⅰ	2	
	○英語科教育法Ⅱ	2	
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 24単位以上 各教科の指導法 8単位		

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（英語科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

◆教科及び教科の指導法に関する科目（社会科）

社会科（文学部社会学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科及び教科の専門的指導法に関する科目	日本史・外国史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
		日本史研究Ⅰ	2
		日本史研究Ⅱ	2
		アジア史研究Ⅰ	2
		アジア史研究Ⅱ	2
西洋史研究Ⅰ	2		
西洋史研究Ⅱ	2		
地理学（地誌を含む。）	○地誌Ⅰ ○人文地理Ⅰ ○自然地理学 地誌Ⅱ 人文地理Ⅱ 地域社会論	○地誌Ⅰ	2
		○人文地理Ⅰ	2
		○自然地理学	2
		地誌Ⅱ	2
		人文地理Ⅱ	2
「法学、政治学」	○法律学概論 政治学入門 政治学原論	○法律学概論	2
		政治学入門	2
		政治学原論	2
「社会学、経済学」	○社会人間学 ○社会学概論 社会調査法 フィールドワーク研究 文化人類学 多文化共生論 文化社会学 家族社会学 現代家族論 都市空間論 NPO/NGO論 ソーシャル・キャピタル論	○社会人間学	2
		○社会学概論	2
		社会調査法	2
		フィールドワーク研究	2
		文化人類学	2
		多文化共生論	2
		文化社会学	2
		家族社会学	2
		現代家族論	2
		都市空間論	2
NPO/NGO論	2		
ソーシャル・キャピタル論	2		
「哲学、倫理学、宗教学」	△哲学 △倫理学 △宗教学 △哲学入門 △倫理学基礎論 応用倫理学	△哲学	2
		△倫理学	2
		△宗教学	2
		△哲学入門	2
		△倫理学基礎論	2
応用倫理学	2		
必修科目（○印）20単位 選択必修科目（△印）2単位以上			配当年次
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○社会科・地歴科教育法Ⅰ ○社会科・地歴科教育法Ⅱ ○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2
		○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2
		○社会科・公民科教育法Ⅰ	2
		○社会科・公民科教育法Ⅱ	2
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 22単位以上 各教科の指導法 8単位		

社会科（文学部社会学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科及び教科の専門的指導法に関する科目	日本史・外国史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
		日本史研究Ⅰ	2
		日本史研究Ⅱ	2
		アジア史研究Ⅰ	2
		アジア史研究Ⅱ	2
西洋史研究Ⅰ	2		
西洋史研究Ⅱ	2		
地理学（地誌を含む。）	○地誌Ⅰ ○人文地理Ⅰ ○自然地理学 地誌Ⅱ 人文地理Ⅱ 地域社会論	○地誌Ⅰ	2
		○人文地理Ⅰ	2
		○自然地理学	2
		地誌Ⅱ	2
		人文地理Ⅱ	2
「法学、政治学」	○法律学概論 政治学入門 政治学原論	○法律学概論	2
		政治学入門	2
		政治学原論	2
「社会学、経済学」	○社会人間学 ○社会学概論 社会調査法 フィールドワーク研究 文化人類学 多文化共生論 文化社会学 家族社会学 現代家族論 都市空間論 NPO/NGO論 ソーシャル・キャピタル論	○社会人間学	2
		○社会学概論	2
		社会調査法	2
		フィールドワーク研究	2
		文化人類学	2
		多文化共生論	2
		文化社会学	2
		家族社会学	2
		現代家族論	2
		都市空間論	2
NPO/NGO論	2		
ソーシャル・キャピタル論	2		
「哲学、倫理学、宗教学」	△哲学 △倫理学 △宗教学 △哲学入門 △倫理思想基礎論Ⅰ △倫理思想基礎論Ⅱ	△哲学	2
		△倫理学	2
		△宗教学	2
		△哲学入門	2
		△倫理思想基礎論Ⅰ	2
△倫理思想基礎論Ⅱ	2		
必修科目（○印）20単位 選択必修科目（△印）2単位以上			配当年次
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○社会科・地歴科教育法Ⅰ ○社会科・地歴科教育法Ⅱ ○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2
		○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2
		○社会科・公民科教育法Ⅰ	2
		○社会科・公民科教育法Ⅱ	2
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 22単位以上 各教科の指導法 8単位		

【中学校教諭一種免許状（社会科）を取得する場合】
※「倫理思想基礎論Ⅰ」（2単位）を履修する者は、「倫理思想基礎論Ⅱ」（2単位）も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（社会科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

社会科（文学部人間科学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 科 及 び 関 する 専 門 的 指 導 法 事 項 に 関 する 科 目	日本史・外国史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
		哲学思想史	2
		倫理思想史	2
		西洋美術史	2
		日本美術史	2
		心理学史Ⅰ	2
		心理学史Ⅱ	2
		文学思想史	2
	芸術社会史	2	
	地理学 （地誌を含む。）	○地誌Ⅰ	2
○人文地理Ⅰ		2	
○自然地理学 地誌Ⅱ		2	
人文地理Ⅱ		2	
「法学、政治学」	○法学概論 政治学入門 政治学原論	2 2 2	
	「社会学、経済学」	○社会人間学	2
		○社会学概論	2
文化人類学		2	
多文化共生論		2	
ヒューマンライツ 平和学		2	
「哲学、倫理学、 宗教学」	△哲学	2	
	△倫理学	2	
	△宗教学	2	
	△哲学入門	2	
	△倫理学基礎論 応用倫理学	2 2	
必修科目（○印）20単位 選択必修科目（△印）2単位以上		配当年次	
各教科の指導法 （情報通信技術の活 用を含む。）	○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2	3
	○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2	3
	○社会科・公民科教育法Ⅰ	2	2
	○社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 22単位以上 各教科の指導法 8単位		

社会科（文学部人間科学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 科 及 び 関 する 専 門 的 指 導 法 事 項 に 関 する 科 目	日本史・外国史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
		哲学思想史	2
		倫理思想史	2
		西洋美術史	2
		日本美術史	2
		心理学史Ⅰ	2
		心理学史Ⅱ	2
		文学思想史	2
	芸術社会史	2	
	地理学 （地誌を含む。）	○地誌Ⅰ	2
○人文地理Ⅰ		2	
○自然地理学 地誌Ⅱ		2	
人文地理Ⅱ		2	
「法学、政治学」	○法学概論 政治学入門 政治学原論	2 2 2	
	「社会学、経済学」	○社会人間学	2
		○社会学概論	2
文化人類学		2	
多文化共生論		2	
ヒューマンライツ 平和学		2	
「哲学、倫理学、 宗教学」	△哲学	2	
	△倫理学	2	
	△宗教学	2	
	△哲学入門	2	
	△倫理思想基礎論Ⅰ △倫理思想基礎論Ⅱ	2 2	
必修科目（○印）20単位 選択必修科目（△印）2単位以上		配当年次	
各教科の指導法 （情報機器及び教材 の活用を含む。）	○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2	3
	○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2	3
	○社会科・公民科教育法Ⅰ	2	2
	○社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 22単位以上 各教科の指導法 8単位		

【中学校教諭一種免許状（社会科）を取得する場合】
※「倫理思想基礎論Ⅰ」（2単位）を履修する者は、「倫理思想基礎論Ⅱ」（2単位）も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（社会科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

社会科（文学部歴史文化学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 科 に 関 す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	日本史・外国史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
		日本史研究Ⅰ	2
		日本史研究Ⅱ	2
		アジア史研究Ⅰ	2
		アジア史研究Ⅱ	2
地理学 (地誌を含む。)	○地誌Ⅰ	2	
	○人文地理Ⅰ	2	
	○自然地理学 地誌Ⅱ	2	
	人文地理Ⅱ	2	
	地理と情報Ⅰ	2	
	地理と情報Ⅱ	2	
「法学、政治学」	○法律学概論 政治学入門 政治学原論	2 2 2	
「社会学、経済学」	○社会人間学 ○社会学概論	2 2	
「哲学、倫理学、宗教学」	△哲学 △倫理学 △宗教学 △哲学入門 △倫理学基礎論 △応用倫理学	2 2 2 2 2 2	
必修科目 (○印) 20単位 選択必修科目 (△印) 2単位以上			配当年次
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○社会科・地歴科教育法Ⅰ ○社会科・地歴科教育法Ⅱ ○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 2	3 3 2 3
必修科目 (○印) 8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 22単位以上 各教科の指導法 8単位		

社会科（文学部歴史文化学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 科 に 関 す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	日本史・外国史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
		日本史研究Ⅰ	2
		日本史研究Ⅱ	2
		アジア史研究Ⅰ	2
		アジア史研究Ⅱ	2
地理学 (地誌を含む。)	○地誌Ⅰ	2	
	○人文地理Ⅰ	2	
	○自然地理学 地誌Ⅱ	2	
	人文地理Ⅱ	2	
	地理と情報Ⅰ	2	
	地理と情報Ⅱ	2	
「法学、政治学」	○法律学概論 政治学入門 政治学原論	2 2 2	
「社会学、経済学」	○社会人間学 ○社会学概論	2 2	
「哲学、倫理学、宗教学」	△哲学 △倫理学 △哲学入門 △倫理思想基礎論Ⅰ △倫理思想基礎論Ⅱ	2 2 2 2 2	
必修科目 (○印) 20単位 選択必修科目 (△印) 2単位以上			配当年次
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○社会科・地歴科教育法Ⅰ ○社会科・地歴科教育法Ⅱ ○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 2	3 3 2 3
必修科目 (○印) 8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 22単位以上 各教科の指導法 8単位		

【中学校教諭一種免許状（社会科）を取得する場合】
※「倫理思想基礎論Ⅰ」（2単位）を履修する者は、「倫理思想基礎論Ⅱ」（2単位）も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（社会科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

社会科（経済学部経済学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	配当年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科 科 に 及 び 関 す る の 専 門 的 指 導 法 に 事 項 に 関 す る 科 目	日本史・外国史	○日本史概説Ⅰ	2	履 修 要 項 で 確 認 の こ と
		○日本史概説Ⅱ	2	
		○アジア史概説Ⅰ	2	
		○西洋史概説Ⅰ	2	
		アジア史概説Ⅱ	2	
		西洋史概説Ⅱ	2	
		経済学の歴史	4	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史Ⅱ	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
西洋経済史Ⅱ	2			
地理学 (地誌を含む。)	○地誌Ⅰ ○人文地理Ⅰ ○自然地理学 地誌Ⅱ 人文地理Ⅱ	○地誌Ⅰ	2	
		○人文地理Ⅰ	2	
		○自然地理学	2	
		地誌Ⅱ 人文地理Ⅱ	2	
「法学, 政治学」	○法律学概論 政治学入門 政治学原論	○法律学概論	2	
		政治学入門	2	
		政治学原論	2	
「社会学, 経済学」	○中級マクロ経済学 ○中級ミクロ経済学 統計入門 経済政策 財政 金融 公共経済 国際経済 産業経済	○中級マクロ経済学	4	
		○中級ミクロ経済学	4	
		統計入門	2	
		経済政策	4	
		財政	4	
		金融	4	
		公共経済	4	
		国際経済	4	
		産業経済	4	
		「哲学, 倫理学, 宗教学」	△哲学 △倫理学 △宗教学 △哲学入門 △倫理学基礎論 △応用倫理学	△哲学
△倫理学	2			
△宗教学	2			
△哲学入門	2			
△倫理学基礎論	2			
△応用倫理学	2			
必修科目 (○印) 24単位 選択必修科目 (△印) 2単位以上				配当年次
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○社会科・地歴科教育法Ⅰ ○社会科・地歴科教育法Ⅱ ○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2	3
		○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2	3
		○社会科・公民科教育法Ⅰ	2	2
		○社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3
必修科目 (○印) 8単位				
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 26単位以上 各教科の指導法 8単位			

社会科（経済学部経済学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2019年度～2021年度(平成31年度～令和3年度)の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	配当年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科 科 に 及 び 関 す る の 専 門 的 指 導 法 に 事 項 に 関 す る 科 目	日本史・外国史	○日本史概説Ⅰ	2	履 修 要 項 で 確 認 の こ と
		○日本史概説Ⅱ	2	
		○アジア史概説Ⅰ	2	
		○西洋史概説Ⅰ	2	
		アジア史概説Ⅱ	2	
		西洋史概説Ⅱ	2	
		経済学の歴史	4	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史Ⅱ	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
西洋経済史Ⅱ	2			
地理学 (地誌を含む。)	○地誌Ⅰ ○人文地理Ⅰ ○自然地理学 地誌Ⅱ 人文地理Ⅱ	○地誌Ⅰ	2	
		○人文地理Ⅰ	2	
		○自然地理学	2	
		地誌Ⅱ 人文地理Ⅱ	2	
「法学, 政治学」	○法律学概論 政治学入門 政治学原論	○法律学概論	2	
		政治学入門	2	
		政治学原論	2	
「社会学, 経済学」	○中級マクロ経済学 ○中級ミクロ経済学 統計入門 経済政策 財政 金融 公共経済 国際経済 産業経済	○中級マクロ経済学	4	
		○中級ミクロ経済学	4	
		統計入門	2	
		経済政策	4	
		財政	4	
		金融	4	
		公共経済	4	
		国際経済	4	
		産業経済	4	
		「哲学, 倫理学, 宗教学」	△哲学 △倫理学 △哲学入門 △倫理思想基礎論Ⅰ △倫理思想基礎論Ⅱ	△哲学
△倫理学	2			
△哲学入門	2			
△倫理思想基礎論Ⅰ	2			
△倫理思想基礎論Ⅱ	2			
必修科目 (○印) 24単位 選択必修科目 (△印) 2単位以上				配当年次
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○社会科・地歴科教育法Ⅰ ○社会科・地歴科教育法Ⅱ ○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2	3
		○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2	3
		○社会科・公民科教育法Ⅰ	2	2
		○社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3
必修科目 (○印) 8単位				
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 26単位以上 各教科の指導法 8単位			

【中学校教諭一種免許状（社会科）を取得する場合】
※「倫理思想基礎論Ⅰ」（2単位）を履修する者は、「倫理思想基礎論Ⅱ」（2単位）も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（社会科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1)【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- (2)【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

社会科（法学部法学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 科 及 び 関 係 す る 専 門 的 に 事 関 する 科 目	日本史・外国史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
		日本法史Ⅰ	2
		日本法史Ⅱ	2
		日本政治史Ⅰ	2
		日本政治史Ⅱ	2
西洋法史Ⅰ	2		
西洋法史Ⅱ	2		
西洋政治史Ⅰ	2		
西洋政治史Ⅱ	2		
地理学 （地誌を含む。）	○地誌Ⅰ ○人文地理Ⅰ ○自然地理学 地誌Ⅱ 人文地理Ⅱ	○地誌Ⅰ	2
		○人文地理Ⅰ	2
		○自然地理学 地誌Ⅱ	2
		人文地理Ⅱ	2
「法学、政治学」	○法律学概論 政治学入門 政治学原論 憲法Ⅰ 憲法Ⅱ 行政法総論Ⅰ 行政法総論Ⅱ 刑法総論Ⅰ 刑法総論Ⅱ 民法総則Ⅰ 民法総則Ⅱ	○法律学概論	2
		政治学入門	2
		政治学原論	2
		憲法Ⅰ	2
		憲法Ⅱ	2
		行政法総論Ⅰ	2
		行政法総論Ⅱ	2
		刑法総論Ⅰ	2
		刑法総論Ⅱ	2
		民法総則Ⅰ	2
民法総則Ⅱ	2		
「社会学、経済学」	○社会人間学 ○社会学概論	○社会人間学	2
		○社会学概論	2
「哲学、倫理学、宗教学」	△哲学 △倫理学 △宗教学 △哲学入門 △倫理学基礎論 △応用倫理学	△哲学	2
		△倫理学	2
		△宗教学	2
		△哲学入門	2
		△倫理学基礎論	2
△応用倫理学	2		
必修科目（○印）20単位 選択必修科目（△印）2単位以上			配当年次
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	○社会科・地歴科教育法Ⅰ ○社会科・地歴科教育法Ⅱ ○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2
		○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2
		○社会科・公民科教育法Ⅰ	2
		○社会科・公民科教育法Ⅱ	2
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 22単位以上 各教科の指導法 8単位		

社会科（法学部法学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 科 及 び 関 係 す る 専 門 的 に 事 関 する 科 目	日本史・外国史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
		日本法史Ⅰ	2
		日本法史Ⅱ	2
		日本政治史Ⅰ	2
		日本政治史Ⅱ	2
西洋法史Ⅰ	2		
西洋法史Ⅱ	2		
西洋政治史Ⅰ	2		
西洋政治史Ⅱ	2		
地理学 （地誌を含む。）	○地誌Ⅰ ○人文地理Ⅰ ○自然地理学 地誌Ⅱ 人文地理Ⅱ	○地誌Ⅰ	2
		○人文地理Ⅰ	2
		○自然地理学 地誌Ⅱ	2
		人文地理Ⅱ	2
「法学、政治学」	○法律学概論 政治学入門 政治学原論 憲法Ⅰ 憲法Ⅱ 行政法総論Ⅰ 行政法総論Ⅱ 刑法総論Ⅰ 刑法総論Ⅱ 民法総則Ⅰ 民法総則Ⅱ	○法律学概論	2
		政治学入門	2
		政治学原論	2
		憲法Ⅰ	2
		憲法Ⅱ	2
		行政法総論Ⅰ	2
		行政法総論Ⅱ	2
		刑法総論Ⅰ	2
		刑法総論Ⅱ	2
		民法総則Ⅰ	2
民法総則Ⅱ	2		
「社会学、経済学」	○社会人間学 ○社会学概論	○社会人間学	2
		○社会学概論	2
「哲学、倫理学、宗教学」	△哲学 △倫理学 △哲学入門 △倫理思想基礎論Ⅰ △倫理思想基礎論Ⅱ	△哲学	2
		△倫理学	2
		△哲学入門	2
		△倫理思想基礎論Ⅰ	2
		△倫理思想基礎論Ⅱ	2
必修科目（○印）20単位 選択必修科目（△印）2単位以上			配当年次
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	○社会科・地歴科教育法Ⅰ ○社会科・地歴科教育法Ⅱ ○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2
		○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2
		○社会科・公民科教育法Ⅰ	2
		○社会科・公民科教育法Ⅱ	2
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 22単位以上 各教科の指導法 8単位		

【中学校教諭一種免許状（社会科）を取得する場合】
※「倫理思想基礎論Ⅰ」（2単位）を履修する者は、「倫理思想基礎論Ⅱ」（2単位）も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（社会科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

社会科（経営学部経営学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 科 及 び 関 係 す る 専 門 的 に 関 連 す る 科 目	日本史・外国史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
経営史	4		
地理学 (地誌を含む。)	○地誌Ⅰ ○人文地理Ⅰ ○自然地理学 地誌Ⅱ 人文地理Ⅱ	2	2
		2	2
		2	2
		2	2
「法学、政治学」	○法律学概論 政治学入門 政治学原論	2	2
		2	2
「社会学、経済学」	○初級マクロ経済学 ○初級ミクロ経済学 経営管理論 国際経営論 アジア経営論 経営労務論 金融論	2	2
		2	2
		4	4
		4	4
		4	4
		4	4
「哲学、倫理学、宗教学」	△哲学 △倫理学 △宗教学 △哲学入門 △倫理学基礎論 応用倫理学	2	2
		2	2
		2	2
		2	2
		2	2
必修科目（○印）20単位 選択必修科目（△印）2単位以上		配当年次	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○社会科・地歴科教育法Ⅰ ○社会科・地歴科教育法Ⅱ ○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3
		2	3
		2	2
		2	3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 22単位以上 各教科の指導法 8単位		

社会科（経営学部経営学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 科 及 び 関 係 す る 専 門 的 に 関 連 す る 科 目	日本史・外国史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
経営史	4		
地理学 (地誌を含む。)	○地誌Ⅰ ○人文地理Ⅰ ○自然地理学 地誌Ⅱ 人文地理Ⅱ	2	2
		2	2
		2	2
		2	2
「法学、政治学」	○法律学概論 政治学入門 政治学原論	2	2
		2	2
「社会学、経済学」	○初級マクロ経済学 ○初級ミクロ経済学 経営管理論 国際経営論 アジア経営論 経営労務論 金融論	2	2
		2	2
		4	4
		4	4
		4	4
		4	4
「哲学、倫理学、宗教学」	△哲学 △倫理学 △哲学入門 △倫理思想基礎論Ⅰ △倫理思想基礎論Ⅱ	2	2
		2	2
		2	2
		2	2
		2	2
必修科目（○印）20単位 選択必修科目（△印）2単位以上		配当年次	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○社会科・地歴科教育法Ⅰ ○社会科・地歴科教育法Ⅱ ○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3
		2	3
		2	2
		2	3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 22単位以上 各教科の指導法 8単位		

【中学校教諭一種免許状（社会科）を取得する場合】
※「倫理思想基礎論Ⅰ」（2単位）を履修する者は、「倫理思想基礎論Ⅱ」（2単位）も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（社会科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

◆教科及び教科の指導法に関する科目（地理歴史科）

地理歴史科（文学部人間科学科）

（高等学校教諭一種免許状）

[2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科に関する専門的事項	日本史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		日本美術史	2
		心理学史Ⅱ 芸術社会史	2
外国史		○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
		哲学思想史	2
		倫理思想史	2
		西洋美術史	2
		心理学史Ⅰ 文学思想史	2
人文地理学・自然地理学		○人文地理Ⅰ	2
		○自然地理学 人文地理Ⅱ	2
地誌		○地誌Ⅰ	2
		地誌Ⅱ	2
必修科目（○印）14単位 自由選択科目 計20単位以上			配当年次
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2
		○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2
必修科目（○印）4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

地理歴史科（文学部人間科学科）

（高等学校教諭一種免許状）

[2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科に関する専門的事項	日本史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		日本美術史	2
		心理学史Ⅱ 芸術社会史	2
外国史		○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
		哲学思想史	2
		倫理思想史	2
		西洋美術史	2
		心理学史Ⅰ 文学思想史	2
人文地理学・自然地理学		○人文地理Ⅰ	2
		○自然地理学 人文地理Ⅱ	2
地誌		○地誌Ⅰ	2
		地誌Ⅱ	2
必修科目（○印）14単位 自由選択科目 計20単位以上			配当年次
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2
		○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2
必修科目（○印）4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（地理歴史科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- (2) 【各教科の指導法】における必修科目4単位を修得済みであること。

地理歴史科（文学部歴史文化学科）

（高等学校教諭一種免許状）

[2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		日本史研究Ⅰ	2
		日本史研究Ⅱ	2
		日本文化史	2
	外国史	○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
		アジア史研究Ⅰ	2
		アジア史研究Ⅱ	2
		西洋史研究Ⅰ	2
西洋史研究Ⅱ	2		
アジア文化史	2		
人文地理学・自然地理学	○人文地理Ⅰ	2	
	○自然地理学	2	
	人文地理Ⅱ	2	
	文化地理学 実践地域学	2	
地誌	○地誌Ⅰ	2	
	地誌Ⅱ	2	
	地理と情報Ⅰ	2	
	地理と情報Ⅱ	2	
必修科目（○印）14単位 自由選択科目 計20単位以上			配当年次
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2
		○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2
必修科目（○印）4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

地理歴史科（文学部歴史文化学科）

（高等学校教諭一種免許状）

[2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		日本史研究Ⅰ	2
		日本史研究Ⅱ	2
		日本文化史	2
	外国史	○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
		アジア史研究Ⅰ	2
		アジア史研究Ⅱ	2
		西洋史研究Ⅰ	2
西洋史研究Ⅱ	2		
アジア文化史	2		
人文地理学・自然地理学	○人文地理Ⅰ	2	
	○自然地理学	2	
	人文地理Ⅱ	2	
	文化地理学 実践地域学	2	
地誌	○地誌Ⅰ	2	
	地誌Ⅱ	2	
	地理と情報Ⅰ	2	
	地理と情報Ⅱ	2	
必修科目（○印）14単位 自由選択科目 計20単位以上			配当年次
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2
		○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2
必修科目（○印）4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（地理歴史科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- (2) 【各教科の指導法】における必修科目4単位を修得済みであること。

地理歴史科（経済学部経済学科）

（高等学校教諭一種免許状）

[2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科に関する専門的事項 の指導法に関する科目	日本史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		日本経済史Ⅰ	2
		日本経済史Ⅱ	2
		日本の経済思想家	2
	外国史	○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
		経済学の歴史	4
		経済史	4
		西洋経済史Ⅰ	2
西洋経済史Ⅱ		2	
人文地理学・自然地理学	○人文地理Ⅰ	2	
	○自然地理学 人文地理Ⅱ	2	
地誌	○地誌Ⅰ	2	
	地誌Ⅱ	2	
必修科目（○印）14単位 自由選択科目 計20単位以上			配当年次
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2 3
		○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2 3
必修科目（○印）4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

地理歴史科（経済学部経済学科）

（高等学校教諭一種免許状）

[2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科に関する専門的事項 の指導法に関する科目	日本史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		日本経済史Ⅰ	2
		日本経済史Ⅱ	2
		日本の経済思想家	2
	外国史	○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
		経済学の歴史	4
		経済史	4
		西洋経済史Ⅰ	2
西洋経済史Ⅱ		2	
人文地理学・自然地理学	○人文地理Ⅰ	2	
	○自然地理学 人文地理Ⅱ	2	
地誌	○地誌Ⅰ	2	
	地誌Ⅱ	2	
必修科目（○印）14単位 自由選択科目 計20単位以上			配当年次
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2 3
		○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2 3
必修科目（○印）4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（地理歴史科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- (2) 【各教科の指導法】における必修科目4単位を修得済みであること。

地理歴史科（法学部法学科）

（高等学校教諭一種免許状）

[2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科に関する専門的事項の指導法に関する科目	日本史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		日本法史Ⅰ	2
		日本法史Ⅱ	2
		日本政治史Ⅰ	2
		日本政治史Ⅱ	2
		日本政治思想史Ⅰ	2
		日本政治思想史Ⅱ	2
	外国史	○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
人文地理学・自然地理学	○人文地理Ⅰ	2	
	○自然地理学	2	
	人文地理Ⅱ	2	
	地誌	○地誌Ⅰ	2
地誌Ⅱ		2	
必修科目（○印）14単位 自由選択科目 計20単位以上			配当年次
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2 3
		○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2 3
必修科目（○印）4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

地理歴史科（法学部法学科）

（高等学校教諭一種免許状）

[2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科に関する専門的事項の指導法に関する科目	日本史	○日本史概説Ⅰ	2
		○日本史概説Ⅱ	2
		日本法史Ⅰ	2
		日本法史Ⅱ	2
		日本政治史Ⅰ	2
		日本政治史Ⅱ	2
		日本政治思想史Ⅰ	2
		日本政治思想史Ⅱ	2
	外国史	○アジア史概説Ⅰ	2
		○西洋史概説Ⅰ	2
		アジア史概説Ⅱ	2
		西洋史概説Ⅱ	2
人文地理学・自然地理学	○人文地理Ⅰ	2	
	○自然地理学	2	
	人文地理Ⅱ	2	
	地誌	○地誌Ⅰ	2
地誌Ⅱ		2	
必修科目（○印）14単位 自由選択科目 計20単位以上			配当年次
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○社会科・地歴科教育法Ⅰ	2 3
		○社会科・地歴科教育法Ⅱ	2 3
必修科目（○印）4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（地理歴史科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- (2) 【各教科の指導法】における必修科目4単位を修得済みであること。

◆教科及び教科の指導法に関する科目（公民科）

公民科（文学部社会学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	○法律学概論	2
		政治学入門	2
		政治学原論	2
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	○社会人間学	2
		○社会学概論	2
		社会調査法	2
		フィールドワーク研究	2
		文化人類学	2
		多文化共生論	2
		コミュニケーション研究	2
メディア研究		2	
文化社会学		2	
家族社会学		2	
現代家族論	2		
都市空間論	2		
NPO/NGO論	2		
ソーシャル・キャピタル論	2		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	△哲学	2	
	△倫理学	2	
	△心理学	2	
	△宗教学	2	
	△哲学入門	2	
	△倫理学基礎論	2	
	△心理学概論	2	
	△こころの科学	2	
	社会心理学	2	
	社会意識論	2	
応用倫理学	2		
必修科目（○印） 6単位 選択必修科目（△印） 2単位以上 自由選択科目		計20単位以上	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 3
必修科目（○印） 4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

公民科（文学部社会学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	○法律学概論	2
		政治学入門	2
		政治学原論	2
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	○社会人間学	2
		○社会学概論	2
		社会調査法	2
		フィールドワーク研究	2
		文化人類学	2
		多文化共生論	2
		コミュニケーション研究	2
メディア研究		2	
文化社会学		2	
家族社会学		2	
現代家族論	2		
都市空間論	2		
NPO/NGO論	2		
ソーシャル・キャピタル論	2		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	△哲学	2	
	△倫理学	2	
	△心理学	2	
	△哲学入門	2	
	△倫理思想基礎論Ⅰ	2	
	△倫理思想基礎論Ⅱ	2	
	△心理学概論	2	
	△こころの科学	2	
	社会心理学	2	
	社会意識論	2	
必修科目（○印） 6単位 選択必修科目（△印） 2単位以上 自由選択科目		計20単位以上	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 3
必修科目（○印） 4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

【高等学校教諭一種免許状（公民科）を取得する場合】
※「倫理思想基礎論Ⅰ」（2単位）を履修する者は、「倫理思想基礎論Ⅱ」（2単位）も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（公民科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目4単位を修得済みであること。

公民科（文学部人間科学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次		
教科 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	○法学概論	2		
		政治学入門	2		
		政治学原論	2		
	教科 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	○社会人間学	2	
○社会学概論			2		
文化人類学			2		
多文化共生論			2		
コミュニケーション研究			2		
メディア研究			2		
ヒューマンライツ			2		
平和学			2		
教科 科 に 関 す る 専 門 的 事 項			「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	△哲学	2
				△倫理学	2
	△心理学	2			
	△宗教学	2			
	△哲学入門	2			
	△倫理学基礎論	2			
	△心理学概論	2			
	△こころの科学	2			
	臨床心理学概論	2			
	力動的心理学	2			
トラウマ学	2				
現代思想	2				
応用倫理学	2				
必修科目（○印） 6単位 選択必修科目（△印） 2単位以上 自由選択科目			配当年次 計20単位以上		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 3		
必修科目（○印） 4単位					
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位				

公民科（文学部人間科学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次		
教科 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	○法学概論	2		
		政治学入門	2		
		政治学原論	2		
	教科 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	○社会人間学	2	
○社会学概論			2		
文化人類学			2		
多文化共生論			2		
コミュニケーション研究			2		
メディア研究			2		
ヒューマンライツ			2		
平和学			2		
教科 科 に 関 す る 専 門 的 事 項			「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	△哲学	2
				△倫理学	2
	△心理学	2			
	△哲学入門	2			
	△倫理思想基礎論Ⅰ	2			
	△倫理思想基礎論Ⅱ	2			
	△心理学概論	2			
	△こころの科学	2			
	臨床心理学概論	2			
	力動的心理学	2			
トラウマ学	2				
現代思想	2				
必修科目（○印） 6単位 選択必修科目（△印） 2単位以上 自由選択科目			配当年次 計20単位以上		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 3		
必修科目（○印） 4単位					
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位				

【高等学校教諭一種免許状（公民科）を取得する場合】
※「倫理思想基礎論Ⅰ」（2単位）を履修する者は、「倫理思想基礎論Ⅱ」（2単位）も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（公民科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目4単位を修得済みであること。

公民科（経済学部経済学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科に 関する 専門的 事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	○法律学概論	2
		政治学入門	2
		政治学原論	2
教科に 関する 専門的 事項	「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	○中級マクロ経済学	4
		○中級ミクロ経済学	4
		○国際経済統計入門 経済政策 財政 金融 公共経済 産業経済	4 4 4 4 4 4
教科に 関する 専門的 事項	「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	△哲学	2
		△倫理学	2
		△心理学 △宗教学 △哲学入門 △倫理学基礎論 △心理学概論 △こころの科学 応用倫理学	2 2 2 2 2 2 2
必修科目（○印）14単位 選択必修科目（△印）2単位以上 自由選択科目		計20単位以上	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 3
必修科目（○印）4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

公民科（経済学部経済学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科に 関する 専門的 事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	○法律学概論	2
		政治学入門	2
		政治学原論	2
教科に 関する 専門的 事項	「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	○中級マクロ経済学	4
		○中級ミクロ経済学	4
		○国際経済統計入門 経済政策 財政 金融 公共経済 産業経済	4 4 4 4 4 4
教科に 関する 専門的 事項	「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	△哲学	2
		△倫理学	2
		△心理学 △哲学入門 △倫理思想基礎論Ⅰ △倫理思想基礎論Ⅱ △心理学概論 △こころの科学	2 2 2 2 2 2
必修科目（○印）14単位 選択必修科目（△印）2単位以上 自由選択科目		計20単位以上	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○社会科・公民科教育法Ⅰ ○社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 3
必修科目（○印）4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

【高等学校教諭一種免許状（公民科）を取得する場合】
※「倫理思想基礎論Ⅰ」（2単位）を履修する者は、「倫理思想基礎論Ⅱ」（2単位）も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（公民科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目4単位を修得済みであること。

公民科（法学部法学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 科 に 関 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	○法律学概論	2
		政治学入門	2
		政治学原論	2
		国際法Ⅰ	2
		国際法Ⅱ	2
		憲法Ⅰ	2
		憲法Ⅱ	2
		行政法総論Ⅰ	2
		行政法総論Ⅱ	2
		刑法総論Ⅰ	2
刑法総論Ⅱ	2		
民法総則Ⅰ	2		
民法総則Ⅱ	2		
「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	○社会人間学	2	
	○社会学概論	2	
	法社会学Ⅰ	2	
	法社会学Ⅱ	2	
		2	
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	△哲学	2	
	△倫理学	2	
	△心理学	2	
	△宗教学	2	
	△哲学入門	2	
	△倫理学基礎論	2	
	△心理学概論	2	
	△こころの科学	2	
	応用倫理学	2	
必修科目（○印） 6単位 選択必修科目（△印） 2単位以上 自由選択科目		計20単位以上	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		○社会科・公民科教育法Ⅰ	2 2
		○社会科・公民科教育法Ⅱ	2 3
必修科目（○印） 4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

公民科（法学部法学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 科 に 関 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	○法律学概論	2
		政治学入門	2
		政治学原論	2
		国際法Ⅰ	2
		国際法Ⅱ	2
		憲法Ⅰ	2
		憲法Ⅱ	2
		行政法総論Ⅰ	2
		行政法総論Ⅱ	2
		刑法総論Ⅰ	2
刑法総論Ⅱ	2		
民法総則Ⅰ	2		
民法総則Ⅱ	2		
「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	○社会人間学	2	
	○社会学概論	2	
	法社会学Ⅰ	2	
	法社会学Ⅱ	2	
		2	
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	△哲学	2	
	△倫理学	2	
	△心理学	2	
	△哲学入門	2	
	△倫理思想基礎論Ⅰ	2	
	△倫理思想基礎論Ⅱ	2	
	△心理学概論	2	
	△こころの科学	2	
		2	
必修科目（○印） 6単位 選択必修科目（△印） 2単位以上 自由選択科目		計20単位以上	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○社会科・公民科教育法Ⅰ	2 2
		○社会科・公民科教育法Ⅱ	2 3
必修科目（○印） 4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

【高等学校教諭一種免許状（公民科）を取得する場合】
※「倫理思想基礎論Ⅰ」（2単位）を履修する者は、「倫理思想基礎論Ⅱ」（2単位）も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（公民科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- (2) 【各教科の指導法】における必修科目4単位を修得済みであること。

公民科（経営学部経営学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 科 に 関 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	○法律学概論	2
		政治学入門	2
		政治学原論	2
「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	○初級マクロ経済学	2	
	○初級ミクロ経済学	2	
	○国際経済 経営管理論 国際経営論 アジア経営論 経営労務論 金融論	4 4 4 4 4	
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	△哲学	2	
	△倫理学	2	
	△心理学	2	
	△宗教学	2	
	△哲学入門	2	
	△倫理学基礎論	2	
	△心理学概論	2	
	△こころの科学 応用倫理学	2 2	
必修科目（○印）10単位 選択必修科目（△印）2単位以上 自由選択科目		計20単位以上	
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	○社会科・公民科教育法Ⅰ	2	2
	○社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3
必修科目（○印）4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

公民科（経営学部経営学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 科 に 関 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	○法律学概論	2
		政治学入門	2
		政治学原論	2
「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	○初級マクロ経済学	2	
	○初級ミクロ経済学	2	
	○国際経済 経営管理論 国際経営論 アジア経営論 経営労務論 金融論	4 4 4 4 4	
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	△哲学	2	
	△倫理学	2	
	△心理学	2	
	△哲学入門	2	
	△倫理思想基礎論Ⅰ	2	
	△倫理思想基礎論Ⅱ	2	
	△心理学概論	2	
	△こころの科学	2	
必修科目（○印）10単位 選択必修科目（△印）2単位以上 自由選択科目		計20単位以上	
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	○社会科・公民科教育法Ⅰ	2	2
	○社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3
必修科目（○印）4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

【高等学校教諭一種免許状（公民科）を取得する場合】
※「倫理思想基礎論Ⅰ」（2単位）を履修する者は、「倫理思想基礎論Ⅱ」（2単位）も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（公民科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目4単位を修得済みであること。

◆教科及び教科の指導法に関する科目（商業科）

商業科（経営学部経営学科）

（高等学校教諭一種免許状）

[2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	商業の関係科目	○財務諸表論	4
		○経営財務論	4
		○経営組織論	4
		○マーケティング管理論	4
		入門簿記	4
		経営戦略論	4
		中級簿記	4
		工業簿記	4
		原価計算	4
		管理会計	4
監査論	4		
証券論	4		
職業指導		○職業指導Ⅰ	2
		○職業指導Ⅱ	2
必修科目（○印）20単位			配当年次
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		○商業科教育法Ⅰ	2
		○商業科教育法Ⅱ	2
必修科目（○印）4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

商業科（経営学部経営学科）

（高等学校教諭一種免許状）

[2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	商業の関係科目	○財務諸表論	4
		○経営財務論	4
		○経営組織論	4
		○マーケティング管理論	4
		入門簿記	4
		経営戦略論	4
		中級簿記	4
		工業簿記	4
		原価計算	4
		管理会計	4
監査論	4		
証券論	4		
職業指導		○職業指導Ⅰ	2
		○職業指導Ⅱ	2
必修科目（○印）20単位			配当年次
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○商業科教育法Ⅰ	2
		○商業科教育法Ⅱ	2
必修科目（○印）4単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位		

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（商業科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- (2) 【各教科の指導法】における必修科目4単位を修得済みであること。

◆教科及び教科の指導法に関する科目（理科）

理科（理工学部物理学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 に 関 す る 専 門 的 指 導 事 項 に 関 す る 科 目	物理学	○基礎物理学Ⅰ	2
		○基礎物理学Ⅱ	2
		力学Ⅰ	2
		力学Ⅱ	2
		熱力学	2
		電磁気学Ⅰ	2
		電磁気学Ⅱ	2
		原子物理学	2
		量子力学Ⅰ	2
		統計力学Ⅰ	2
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ラボラトリー・フィジックスⅠ	2	
	○ラボラトリー・フィジックスⅡ	2	
化学	○化学通論Ⅰ	2	
	○化学通論Ⅱ	2	
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎化学実験	3	
生物学	○生物学通論Ⅰ	2	
	○生物学通論Ⅱ	2	
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎生物学実験	3	
地学	○地学通論Ⅰ	2	
	○地学通論Ⅱ	2	
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○地学実験	3	
必修科目（○印）29単位			配当年次
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○理科教育法Ⅰ	2	3
	○理科教育法Ⅱ	2	3
	○理科教育法Ⅲ	2	3
	○理科教育法Ⅳ	2	3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 29単位以上 各教科の指導法 8単位		

理科（理工学部物理学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 に 関 す る 専 門 的 指 導 事 項 に 関 す る 科 目	物理学	○基礎物理学Ⅰ	2
		○基礎物理学Ⅱ	2
		力学Ⅰ	2
		力学Ⅱ	2
		熱力学	2
		電磁気学Ⅰ	2
		電磁気学Ⅱ	2
		原子物理学	2
		量子力学Ⅰ	2
		統計力学Ⅰ	2
化学	○化学通論Ⅰ	2	
	○化学通論Ⅱ	2	
生物学	○生物学通論Ⅰ	2	
	○生物学通論Ⅱ	2	
地学	○地学通論Ⅰ	2	
	○地学通論Ⅱ	2	
「物理学実験 (コンピュータ活用を含む。), 化学実験 (コンピュータ活用を含む。), 生物学実験 (コンピュータ活用を含む。), 地学実験 (コンピュータ活用を含む。)」	△ラボラトリー・フィジックスⅠ	2	
	△ラボラトリー・フィジックスⅡ	2	
	△基礎化学実験	3	
	△基礎生物学実験	3	
	△地学実験	3	
物理学実験Ⅰ		2	
	物理学実験Ⅱ	2	
必修科目（○印）16単位 選択必修科目（△印）2単位以上 自由選択科目 計20単位以上			配当年次
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○理科教育法Ⅰ	2	3
	○理科教育法Ⅱ	2	3
	○理科教育法Ⅲ	2	3
	○理科教育法Ⅳ	2	3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 8単位		

【高等学校教諭一種免許状を取得する場合】

※「ラボラトリー・フィジックスⅠ」(2単位)を履修する者は、「ラボラトリー・フィジックスⅡ」(2単位)も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（理科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1)【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- (2)【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

理科（理工学部物理学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2021年度（令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 科 に 関 及 び す る 専 門 的 指 導 事 項 に 関 す る 科 目	物理学	○物理学通論Ⅰ	2
		○物理学通論Ⅱ	2
		力学Ⅰ	2
		力学Ⅱ	2
		熱力学	2
		基礎物理学Ⅰ	2
		基礎物理学Ⅱ	2
		電磁気学Ⅰ	2
		電磁気学Ⅱ	2
	原子物理学	2	
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ラボラトリー・フィジックスⅠ	2	
	○ラボラトリー・フィジックスⅡ	2	
化学	○化学通論Ⅰ	2	
	○化学通論Ⅱ	2	
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎化学実験	3	
生物学	○生物学通論Ⅰ	2	
	○生物学通論Ⅱ	2	
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎生物学実験	3	
地学	○地学通論Ⅰ	2	
	○地学通論Ⅱ	2	
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○地学実験	3	
必修科目（○印）29単位		配当年次	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○理科教育法Ⅰ	2	3
	○理科教育法Ⅱ	2	3
	○理科教育法Ⅲ	2	3
	○理科教育法Ⅳ	2	3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 29単位以上 各教科の指導法 8単位		

理科（理工学部物理学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2021年度（令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科 科 に 関 及 び す る 専 門 的 指 導 事 項 に 関 す る 科 目	物理学	○物理学通論Ⅰ	2
		○物理学通論Ⅱ	2
		力学Ⅰ	2
		力学Ⅱ	2
		熱力学	2
		基礎物理学Ⅰ	2
		基礎物理学Ⅱ	2
		電磁気学Ⅰ	2
		電磁気学Ⅱ	2
	原子物理学	2	
化学	○化学通論Ⅰ	2	
	○化学通論Ⅱ	2	
生物学	○生物学通論Ⅰ	2	
	○生物学通論Ⅱ	2	
地学	○地学通論Ⅰ	2	
	○地学通論Ⅱ	2	
「物理学実験 (コンピュータ活用を含む。), 化学実験 (コンピュータ活用を含む。), 生物学実験 (コンピュータ活用を含む。), 地学実験 (コンピュータ活用を含む。)」	△ラボラトリー・フィジックスⅠ △ラボラトリー・フィジックスⅡ △基礎化学実験 △基礎生物学実験 △地学実験 物理学実験Ⅰ 物理学実験Ⅱ	2 2 3 3 3 2 2	
必修科目（○印）16単位 選択必修科目（△印）2単位以上 自由選択科目		配当年次	
計20単位以上			
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○理科教育法Ⅰ	2	3
	○理科教育法Ⅱ	2	3
	○理科教育法Ⅲ	2	3
	○理科教育法Ⅳ	2	3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 8単位		

【高等学校教諭一種免許状を取得する場合】

※「ラボラトリー・フィジックスⅠ」(2単位)を履修する者は、「ラボラトリー・フィジックスⅡ」(2単位)も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（理科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1)【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- (2)【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

理科（理工学部物理学科）

（中学校教諭一種免許状）

〔2020年度（令和2年度）の入学生に適用〕

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数
教科 科 に 関 及 び す る 専 門 的 指 導 事 項 に 関 する 科 目	物理学	○物理学通論	4
		力学Ⅰ	2
		力学Ⅱ	2
		熱力学	2
		基礎物理学Ⅰ	2
		基礎物理学Ⅱ	2
		電磁気学Ⅰ	2
		電磁気学Ⅱ	2
	原子物理学	2	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ラボラトリー・フィジックスⅠ ○ラボラトリー・フィジックスⅡ 物理学実験Ⅰ 物理学実験Ⅱ	2 2 2 2
化学	○化学通論Ⅰ ○化学通論Ⅱ	2 2	
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎化学実験	3	
生物学	○生物学通論Ⅰ ○生物学通論Ⅱ	2 2	
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎生物学実験	3	
地学	○地学通論	4	
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○地学実験	3	
必修科目（○印）29単位			配当年次
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○理科教育法Ⅰ ○理科教育法Ⅱ ○理科教育法Ⅲ ○理科教育法Ⅳ	2 2 2 2	3 3 3 3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 29単位以上 各教科の指導法 8単位		

理科（理工学部物理学科）

（高等学校教諭一種免許状）

〔2020年度（令和2年度）の入学生に適用〕

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数
教科 科 に 関 及 び す る 専 門 的 指 導 事 項 に 関 する 科 目	物理学	○物理学通論	4
		力学Ⅰ	2
		力学Ⅱ	2
		熱力学	2
		基礎物理学Ⅰ	2
		基礎物理学Ⅱ	2
		電磁気学Ⅰ	2
		電磁気学Ⅱ	2
	原子物理学	2	
	化学	○化学通論Ⅰ ○化学通論Ⅱ	2 2
生物学	○生物学通論Ⅰ ○生物学通論Ⅱ	2 2	
地学	○地学通論	4	
「物理学実験 (コンピュータ活用を含む。), 化学実験 (コンピュータ活用を含む。), 生物学実験 (コンピュータ活用を含む。), 地学実験 (コンピュータ活用を含む。)」	△ラボラトリー・フィジックスⅠ △ラボラトリー・フィジックスⅡ △基礎化学実験 △基礎生物学実験 △地学実験 物理学実験Ⅰ 物理学実験Ⅱ	2 2 3 3 2 2	
必修科目（○印）16単位 選択必修科目（△印）2単位以上 自由選択科目 計20単位以上			配当年次
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○理科教育法Ⅰ ○理科教育法Ⅱ ○理科教育法Ⅲ ○理科教育法Ⅳ	2 2 2 2	3 3 3 3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 8単位		

【高等学校教諭一種免許状を取得する場合】

※「ラボラトリー・フィジックスⅠ」（2単位）を履修する者は、「ラボラトリー・フィジックスⅡ」（2単位）も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（理科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

理科（理工学部物理学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2019年度（平成31年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数
教科 科 に 関 及 び す る 専 門 的 指 導 事 項 に 関 する 科 目	物理学	○物理学通論	4
		力学Ⅰ	2
		力学Ⅱ	2
		熱力学	2
		基礎物理学Ⅰ	2
		基礎物理学Ⅱ	2
		電磁気学Ⅰ	2
		電磁気学Ⅱ	2
	原子物理学	2	
	物理学実験 （コンピュータ活用を含む。）	○ラボラトリー・フィジックスⅠ ○ラボラトリー・フィジックスⅡ 物理学実験Ⅰ 物理学実験Ⅱ	2 2 2 2
化学	○化学通論	4	
化学実験 （コンピュータ活用を含む。）	○基礎化学実験	3	
生物学	○生物学通論Ⅰ ○生物学通論Ⅱ	2 2	
生物学実験 （コンピュータ活用を含む。）	○基礎生物学実験	3	
地学	○地学通論	4	
地学実験 （コンピュータ活用を含む。）	○地学実験	3	
必修科目（○印）29単位			配当年次
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	○理科教育法Ⅰ ○理科教育法Ⅱ ○理科教育法Ⅲ ○理科教育法Ⅳ	2 2 2 2	3 3 3 3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 29単位以上 各教科の指導法 8単位		

理科（理工学部物理学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2019年度（平成31年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数
教科 科 に 関 及 び す る 専 門 的 指 導 事 項 に 関 する 科 目	物理学	○物理学通論	4
		力学Ⅰ	2
		力学Ⅱ	2
		熱力学	2
		基礎物理学Ⅰ	2
		基礎物理学Ⅱ	2
		電磁気学Ⅰ	2
		電磁気学Ⅱ	2
	原子物理学	2	
	化学	○化学通論	4
生物学	○生物学通論Ⅰ ○生物学通論Ⅱ	2 2	
地学	○地学通論	4	
「物理学実験 （コンピュータ活用を含む。）、 化学実験 （コンピュータ活用を含む。）、 生物学実験 （コンピュータ活用を含む。）、 地学実験 （コンピュータ活用を含む。）」	△ラボラトリー・フィジックスⅠ △ラボラトリー・フィジックスⅡ △基礎化学実験 △基礎生物学実験 △地学実験 物理学実験Ⅰ 物理学実験Ⅱ	2 2 3 3 3 2 2	
必修科目（○印）16単位 選択必修科目（△印）2単位以上 自由選択科目 計20単位以上			配当年次
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	○理科教育法Ⅰ ○理科教育法Ⅱ ○理科教育法Ⅲ ○理科教育法Ⅳ	2 2 2 2	3 3 3 3
必修科目（○印）8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 8単位		

【高等学校教諭一種免許状を取得する場合】

※「ラボラトリー・フィジックスⅠ」（2単位）を履修する者は、「ラボラトリー・フィジックスⅡ」（2単位）も必ず履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（理科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

理科（理工学部生物学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等				配当年次	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
教科 科 に 関 す る 専 門 的 指 導 事 項 に 関 す る 科 目	物理学	○物理学通論Ⅰ ○物理学通論Ⅱ	2 2	履 修 要 項 で 確 認 の こ と	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ラボラトリー・フィジックス	3		
	化学	○化学通論Ⅰ ○化学通論Ⅱ	2 2		
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎化学実験	3		
	生物学		○基礎生物学Ⅰ		2
			○基礎生物学Ⅱ		2
			生態学		2
			植物生化学		2
			遺伝学概論		2
			発生学概論		2
生物物理化学			2		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○生物学専門実験及び演習Ⅰ	5		
		○生物学専門実験及び演習Ⅱ ○生物学専門実験及び演習Ⅲ ○生物学専門実験及び演習Ⅳ	5 5 5		
地学	○地学通論Ⅰ ○地学通論Ⅱ	2 2			
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○地学実験	3			
必修科目 (○印) 45単位			配当年次		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		○理科教育法Ⅰ	2		
		○理科教育法Ⅱ	2		
		○理科教育法Ⅲ	2		
		○理科教育法Ⅳ	2		
必修科目 (○印) 8単位					
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 45単位以上 各教科の指導法 8単位				

理科（理工学部生物学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等				配当年次	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
教科 科 に 関 す る 専 門 的 指 導 事 項 に 関 す る 科 目	物理学	○物理学通論Ⅰ ○物理学通論Ⅱ	2 2	履 修 要 項 で 確 認 の こ と	
	化学	○化学通論Ⅰ ○化学通論Ⅱ	2 2		
	生物学		○基礎生物学Ⅰ		2
			○基礎生物学Ⅱ		2
			生態学		2
			植物生化学		2
			遺伝学概論		2
			発生学概論		2
			生物物理化学		2
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)		△生物学専門実験及び演習Ⅰ		5
△生物学専門実験及び演習Ⅱ △生物学専門実験及び演習Ⅲ △生物学専門実験及び演習Ⅳ △ラボラトリー・フィジックス △基礎化学実験 △地学実験			5 5 5 3 3 3		
地学	○地学通論Ⅰ ○地学通論Ⅱ	2 2			
「物理学実験 (コンピュータ活用を含む。), 化学実験 (コンピュータ活用を含む。), 生物学実験 (コンピュータ活用を含む。), 地学実験 (コンピュータ活用を含む。)」					
必修科目 (○印) 16単位 選択必修科目 (△印) 3単位以上 自由選択科目 計21単位以上			配当年次		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		○理科教育法Ⅰ	2		
		○理科教育法Ⅱ	2		
		○理科教育法Ⅲ	2		
		○理科教育法Ⅳ	2		
必修科目 (○印) 8単位					
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 21単位以上 各教科の指導法 8単位				

【高等学校教諭一種免許状を取得する場合】

※「生物学専門実験及び演習」を選択する者は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ全てを履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（理科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

理科（理工学部生物学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2021年度（令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等				履修要項で確認の科目	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
教科及び教科の専門的指導法に関する科目	物理学	○物理学通論Ⅰ ○物理学通論Ⅱ	2 2	履修要項で確認の科目	
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	○ラボラトリー・フィジックス	3		
	化学	○化学通論Ⅰ ○化学通論Ⅱ	2 2		
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	○基礎化学実験	3		
	生物学		○基礎生物学Ⅰ		2
			○基礎生物学Ⅱ		2
			生態学		2
			植物生化学		2
			遺伝学概論		2
			発生学概論		2
生物物理化学			2		
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）		○生物学専門実験及び演習Ⅰ	5		
		○生物学専門実験及び演習Ⅱ	5		
		○生物学専門実験及び演習Ⅲ	5		
		○生物学専門実験及び演習Ⅳ	5		
地学	○地学通論Ⅰ ○地学通論Ⅱ	2 2			
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	○地学実験	3			
必修科目（○印）45単位			配当年次		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○理科教育法Ⅰ	2		
		○理科教育法Ⅱ	2		
		○理科教育法Ⅲ	2		
		○理科教育法Ⅳ	2		
必修科目（○印）8単位					
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 45単位以上 各教科の指導法 8単位				

理科（理工学部生物学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2021年度（令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等				履修要項で確認の科目	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
教科及び教科の専門的指導法に関する科目	物理学	○物理学通論Ⅰ ○物理学通論Ⅱ	2 2	履修要項で確認の科目	
	化学	○化学通論Ⅰ ○化学通論Ⅱ	2 2		
	生物学		○基礎生物学Ⅰ		2
			○基礎生物学Ⅱ		2
			生態学		2
			植物生化学		2
			遺伝学概論		2
			発生学概論		2
			生物物理化学		2
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）		△生物学専門実験及び演習Ⅰ		5
△生物学専門実験及び演習Ⅱ			5		
△生物学専門実験及び演習Ⅲ			5		
△生物学専門実験及び演習Ⅳ			5		
地学		○地学通論Ⅰ	2		
		○地学通論Ⅱ	2		
「物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学実験（コンピュータ活用を含む。）」		△基礎化学実験	3		
		△地学実験	3		
必修科目（○印）16単位 選択必修科目（△印）3単位以上 自由選択科目			配当年次		
計21単位以上					
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○理科教育法Ⅰ	2		
		○理科教育法Ⅱ	2		
		○理科教育法Ⅲ	2		
		○理科教育法Ⅳ	2		
必修科目（○印）8単位					
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 21単位以上 各教科の指導法 8単位				

【高等学校教諭一種免許状を取得する場合】

※「生物学専門実験及び演習」を選択する者は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ全てを履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（理科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

理科（理工学部生物学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2020年度（令和2年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等				単位数	配当年次	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目				
教科 科 に 関 す る 専 門 的 指 導 事 項 に 関 す る 科 目	物理学	○物理学通論		4	履 修 要 項 で 確 認 の こ と	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ラボラトリー・フィジックス		3		
	化学	○化学通論Ⅰ ○化学通論Ⅱ		2 2		
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎化学実験		3		
	生物学		○基礎生物学Ⅰ			2
			○基礎生物学Ⅱ			2
			生態学			2
			植物生化学			2
			遺伝学概論			2
			発生学概論			2
生物物理化学				2		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○生物学専門実験及び演習Ⅰ		5		
		○生物学専門実験及び演習Ⅱ		5		
		○生物学専門実験及び演習Ⅲ		5		
		○生物学専門実験及び演習Ⅳ		5		
地学	○地学通論		4			
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○地学実験		3			
必修科目 (○印) 45単位					配当年次	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○理科教育法Ⅰ		2	3	
		○理科教育法Ⅱ		2	3	
		○理科教育法Ⅲ		2	3	
		○理科教育法Ⅳ		2	3	
必修科目 (○印) 8単位						
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 45単位以上 各教科の指導法 8単位					

理科（理工学部生物学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2020年度（令和2年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等				単位数	配当年次	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目				
教科 科 に 関 す る 専 門 的 指 導 事 項 に 関 す る 科 目	物理学	○物理学通論		4	履 修 要 項 で 確 認 の こ と	
	化学	○化学通論Ⅰ ○化学通論Ⅱ		2 2		
	生物学		○基礎生物学Ⅰ			2
			○基礎生物学Ⅱ			2
			生態学			2
			植物生化学			2
			遺伝学概論			2
			発生学概論			2
			生物物理化学			2
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○生物学専門実験及び演習Ⅰ			5
○生物学専門実験及び演習Ⅱ				5		
○生物学専門実験及び演習Ⅲ				5		
○生物学専門実験及び演習Ⅳ				5		
地学	○地学通論		4			
「物理学実験 (コンピュータ活用を含む。), 化学実験 (コンピュータ活用を含む。), 生物学実験 (コンピュータ活用を含む。), 地学実験 (コンピュータ活用を含む。)」	△生物学専門実験及び演習Ⅰ △生物学専門実験及び演習Ⅱ △生物学専門実験及び演習Ⅲ △生物学専門実験及び演習Ⅳ △ラボラトリー・フィジックス △基礎化学実験 △地学実験		5 5 5 5 3 3 3			
必修科目 (○印) 16単位 選択必修科目 (△印) 3単位以上 自由選択科目 計21単位以上					配当年次	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○理科教育法Ⅰ		2	3	
		○理科教育法Ⅱ		2	3	
		○理科教育法Ⅲ		2	3	
		○理科教育法Ⅳ		2	3	
必修科目 (○印) 8単位						
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 21単位以上 各教科の指導法 8単位					

【高等学校教諭一種免許状を取得する場合】

※「生物学専門実験及び演習」を選択する者は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ全てを履修すること。

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（理科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

理科（理工学部生物学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2019年度（平成31年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	配当年次
教科 科 に 関 及 び す る 専 門 的 指 導 事 項 に 関 す る 科 目	物理学	○物理学通論	4	履 修 要 項 で 確 認 の こ と
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ラボラトリー・フィジックス	3	
	化学	○化学通論	4	
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎化学実験	3	
	生物学	○基礎生物学Ⅰ ○基礎生物学Ⅱ 生態学 植物生化学 遺伝学概論 発生学概論 生物物理化学 環境生物学 比較生理学 植物生理学要論 微生物生理学	2	
			2	
			2	
			2	
			2	
			2	
2				
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎生物学実験 生物学専門実験及び演習Ⅰ 生物学専門実験及び演習Ⅱ 生物学専門実験及び演習Ⅲ 生物学専門実験及び演習Ⅳ	3 5 5 5 5		
地学	○地学通論	4		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○地学実験	3		
必修科目 (○印) 28単位			配当年次	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○理科教育法Ⅰ ○理科教育法Ⅱ ○理科教育法Ⅲ ○理科教育法Ⅳ	2	3	
		2	3	
		2	3	
		2	3	
必修科目 (○印) 8単位				
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 28単位以上 各教科の指導法 8単位			

理科（理工学部生物学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2019年度（平成31年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	配当年次
教科 科 に 関 及 び す る 専 門 的 指 導 事 項 に 関 す る 科 目	物理学	○物理学通論	4	履 修 要 項 で 確 認 の こ と
	化学	○化学通論	4	
	生物学	○基礎生物学Ⅰ ○基礎生物学Ⅱ 生態学 植物生化学 遺伝学概論 発生学概論 生物物理化学 環境生物学 比較生理学 植物生理学要論 微生物生理学	2	
			2	
			2	
			2	
			2	
			2	
			2	
	「物理学実験 (コンピュータ活用を含む。), 化学実験 (コンピュータ活用を含む。), 生物学実験 (コンピュータ活用を含む。), 地学実験 (コンピュータ活用を含む。)」	△基礎生物学実験 △ラボラトリー・フィジックス △基礎化学実験 △地学実験 生物学専門実験及び演習Ⅰ 生物学専門実験及び演習Ⅱ 生物学専門実験及び演習Ⅲ 生物学専門実験及び演習Ⅳ	3 3 3 3 5 5 5 5	
地学	○地学通論	4		
必修科目 (○印) 16単位 選択必修科目 (△印) 3単位以上 自由選択科目 計21単位以上			配当年次	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○理科教育法Ⅰ ○理科教育法Ⅱ ○理科教育法Ⅲ ○理科教育法Ⅳ	2	3	
		2	3	
		2	3	
		2	3	
必修科目 (○印) 8単位				
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 21単位以上 各教科の指導法 8単位			

【教科に関する専門的事項の科目】のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（理科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1)【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- (2)【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

理科（理工学部機能分子化学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2023年度（令和5年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次	
教科 科 に 関 及 び す る 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目	物理学	○物理学通論Ⅰ ○物理学通論Ⅱ	2 2	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ラボラトリ・フィジックス	3	
	化学	○化学基礎A ○化学基礎B 物理化学A 物理化学B 無機化学A 無機化学B 分析化学A 分析化学B 有機化学A 有機化学B	2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎化学実験 機能分子化学実験A 機能分子化学実験B 機能分子化学実験C 化学コンピュータ演習	3 3 3 3 1		
生物学	○生物学通論Ⅰ ○生物学通論Ⅱ	2 2		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎生物学実験	3		
地学	○地学通論Ⅰ ○地学通論Ⅱ	2 2		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○地学実験	3		
必修科目 (○印) 28単位			配当年次	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○理科教育法Ⅰ ○理科教育法Ⅱ ○理科教育法Ⅲ ○理科教育法Ⅳ	2 2 2 2	3 3 3 3	
必修科目 (○印) 8単位				
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 28単位以上 各教科の指導法 8単位			

理科（理工学部機能分子化学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2023年度（令和5年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次	
教科 科 に 関 及 び す る 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目	物理学	○物理学通論Ⅰ ○物理学通論Ⅱ	2 2	
	化学	○化学基礎A ○化学基礎B 物理化学A 物理化学B 無機化学A 無機化学B 分析化学A 分析化学B 有機化学A 有機化学B	2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
	生物学	○生物学通論Ⅰ ○生物学通論Ⅱ	2 2	
地学	○地学通論Ⅰ ○地学通論Ⅱ	2 2		
「物理学実験 (コンピュータ活用を含む。), 化学実験 (コンピュータ活用を含む。), 生物学実験 (コンピュータ活用を含む。), 地学実験 (コンピュータ活用を含む。)」	△基礎化学実験 △ラボラトリ・フィジックス △基礎生物学実験 △地学実験 機能分子化学実験A 機能分子化学実験B 機能分子化学実験C 化学コンピュータ演習	3 3 3 3 3 3 3 1		
必修科目 (○印) 16単位 選択必修科目 (△印) 3単位以上 自由選択科目 計20単位以上			配当年次	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○理科教育法Ⅰ ○理科教育法Ⅱ ○理科教育法Ⅲ ○理科教育法Ⅳ	2 2 2 2	3 3 3 3	
必修科目 (○印) 8単位				
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 8単位			

【教科に関する専門的事項の科目】のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（理科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

理科（理工学部機能分子化学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次	
教科 科 に 関 及 び す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	物理学	○物理学通論Ⅰ ○物理学通論Ⅱ	2 2	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ラボラトリー・フィジックス	3	
	化学	○化学基礎A ○化学基礎B 物理化学A 物理化学B 無機化学A 無機化学B 分析化学A 分析化学B 有機化学A 有機化学B	2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎化学実験 機能分子化学実験A 機能分子化学実験B 機能分子化学実験C 化学コンピュータ演習	3 3 3 4 1		
生物学	○生物学通論Ⅰ ○生物学通論Ⅱ	2 2		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎生物学実験	3		
地学	○地学通論Ⅰ ○地学通論Ⅱ	2 2		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○地学実験	3		
必修科目（○印）28単位			配当年次	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○理科教育法Ⅰ ○理科教育法Ⅱ ○理科教育法Ⅲ ○理科教育法Ⅳ	2 2 2 2	3 3 3 3	
必修科目（○印）8単位				
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 28単位以上 各教科の指導法 8単位			

理科（理工学部機能分子化学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2022年度（令和4年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次	
教科 科 に 関 及 び す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	物理学	○物理学通論Ⅰ ○物理学通論Ⅱ	2 2	
	化学	○化学基礎A ○化学基礎B 物理化学A 物理化学B 無機化学A 無機化学B 分析化学A 分析化学B 有機化学A 有機化学B	2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
			2	2
	生物学	○生物学通論Ⅰ ○生物学通論Ⅱ	2 2	
地学	○地学通論Ⅰ ○地学通論Ⅱ	2 2		
「物理学実験 (コンピュータ活用を含む。), 化学実験 (コンピュータ活用を含む。), 生物学実験 (コンピュータ活用を含む。), 地学実験 (コンピュータ活用を含む。)」	△基礎化学実験 △ラボラトリー・フィジックス △基礎生物学実験 △地学実験 機能分子化学実験A 機能分子化学実験B 機能分子化学実験C 化学コンピュータ演習	3 3 3 3 3 3 4 1		
必修科目（○印）16単位 選択必修科目（△印）3単位以上 自由選択科目 計20単位以上			配当年次	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○理科教育法Ⅰ ○理科教育法Ⅱ ○理科教育法Ⅲ ○理科教育法Ⅳ	2 2 2 2	3 3 3 3	
必修科目（○印）8単位				
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 8単位			

【教科に関する専門的事項の科目】のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（理科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

理科（理工学部機能分子化学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2021年度（令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	配当年次	
教科 目 区 分	物理学	○物理学通論Ⅰ ○物理学通論Ⅱ	2 2	履 修 要 項 で 確 認 の こ と	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ラボラトリ・フィジックス	3		
	化学	○化学基礎A ○化学基礎B 物理化学A 物理化学B 無機化学A 無機化学B 分析化学A 分析化学B 有機化学A 有機化学B	2		2
			2		2
			2		2
			2		2
			2		2
			2		2
			2		2
			2		2
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎化学実験 機能分子化学実験A 機能分子化学実験B 機能分子化学実験C 化学コンピュータ演習	3 3 3 4 1			
生物学	○生物学通論Ⅰ ○生物学通論Ⅱ	2 2			
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎生物学実験	3			
地学	○地学通論Ⅰ ○地学通論Ⅱ	2 2			
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○地学実験	3			
必修科目（○印）28単位			配当年次		
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○理科教育法Ⅰ ○理科教育法Ⅱ ○理科教育法Ⅲ ○理科教育法Ⅳ	2 2 2 2	3 3 3 3		
必修科目（○印）8単位					
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 28単位以上 各教科の指導法 8単位				

理科（理工学部機能分子化学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2021年度（令和3年度）の入学生に適用】

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	配当年次	
教科 目 区 分	物理学	○物理学通論Ⅰ ○物理学通論Ⅱ	2 2	履 修 要 項 で 確 認 の こ と	
	化学	○化学基礎A ○化学基礎B 物理化学A 物理化学B 無機化学A 無機化学B 分析化学A 分析化学B 有機化学A 有機化学B	2		2
			2		2
			2		2
			2		2
			2		2
			2		2
			2		2
			2		2
	生物学	○生物学通論Ⅰ ○生物学通論Ⅱ	2 2		
地学	○地学通論Ⅰ ○地学通論Ⅱ	2 2			
「物理学実験 (コンピュータ活用を含む。), 化学実験 (コンピュータ活用を含む。), 生物学実験 (コンピュータ活用を含む。), 地学実験 (コンピュータ活用を含む。)」	△基礎化学実験 △ラボラトリ・フィジックス △基礎生物学実験 △地学実験 機能分子化学実験A 機能分子化学実験B 機能分子化学実験C 化学コンピュータ演習	3 3 3 3 3 3 4 1			
必修科目（○印）16単位 選択必修科目（△印）3単位以上 自由選択科目 計20単位以上			配当年次		
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○理科教育法Ⅰ ○理科教育法Ⅱ ○理科教育法Ⅲ ○理科教育法Ⅳ	2 2 2 2	3 3 3 3		
必修科目（○印）8単位					
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 8単位				

【教科に関する専門的事項の科目】のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（理科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

理科（理工学部機能分子化学科）

（中学校教諭一種免許状）

【2019年度・2020年度（平成31年度・令和2年度）の入学に適用】

施行規則に定める科目区分等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次	
教科 科 に 関 及 び す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	物理学	○物理学通論	4	
	物理学実験 （コンピュータ活用を含む。）	○ラボラトリ・フィジックス	3	
	化学	○化学基礎A ○化学基礎B 物理化学A 物理化学B 無機化学A 無機化学B 分析化学A 分析化学B 有機化学A 有機化学B	2	履 修 要 項 で 確 認 の こ と
			2	
			2	
			2	
			2	
			2	
			2	
			2	
化学実験 （コンピュータ活用を含む。）	○基礎化学実験 機能分子化学実験A 機能分子化学実験B 機能分子化学実験C 化学コンピュータ演習	3 3 3 4 1		
生物学	○生物学通論Ⅰ ○生物学通論Ⅱ	2 2		
生物学実験 （コンピュータ活用を含む。）	○基礎生物学実験	3		
地学	○地学通論	4		
地学実験 （コンピュータ活用を含む。）	○地学実験	3		
必修科目（○印）28単位			配当年次	
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	○理科教育法Ⅰ ○理科教育法Ⅱ ○理科教育法Ⅲ ○理科教育法Ⅳ	2	3	
		2	3	
		2	3	
		2	3	
必修科目（○印）8単位				
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 28単位以上 各教科の指導法 8単位			

理科（理工学部機能分子化学科）

（高等学校教諭一種免許状）

【2019年度・2020年度（平成31年度・令和2年度）の入学に適用】

施行規則に定める科目区分等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次	
教科 科 に 関 及 び す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	物理学	○物理学通論	4	
	化学	○化学基礎A ○化学基礎B 物理化学A 物理化学B 無機化学A 無機化学B 分析化学A 分析化学B 有機化学A 有機化学B	2	履 修 要 項 で 確 認 の こ と
			2	
			2	
			2	
			2	
			2	
			2	
			2	
	生物学	○生物学通論Ⅰ ○生物学通論Ⅱ	2 2	
地学	○地学通論	4		
「物理学実験 （コンピュータ活用を含む。）、 化学実験 （コンピュータ活用を含む。）、 生物学実験 （コンピュータ活用を含む。）、 地学実験 （コンピュータ活用を含む。）」	△基礎化学実験 △ラボラトリ・フィジックス △基礎生物学実験 △地学実験 機能分子化学実験A 機能分子化学実験B 機能分子化学実験C 化学コンピュータ演習	3 3 3 3 3 4 1		
必修科目（○印）16単位 選択必修科目（△印）3単位以上 自由選択科目 計20単位以上			配当年次	
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	○理科教育法Ⅰ ○理科教育法Ⅱ ○理科教育法Ⅲ ○理科教育法Ⅳ	2	3	
		2	3	
		2	3	
		2	3	
必修科目（○印）8単位				
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 8単位			

【教科に関する専門的事項の科目】のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（理科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- 【教科に関する専門的事項】における必修科目を6単位以上修得済みであること。
- 【各教科の指導法】における必修科目8単位を修得済みであること。

◆教科及び教科の指導法に関する科目（数学科）

数学科（知能情報学部知能情報学科）

（中学校・高等学校教諭一種免許状）

[2023年度（令和5年度）の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	配当年次
教科に関する専門的指導法に関する科目	代数学	○代数学Ⅰ	2	履修要項で確認のこと 2単位以上選択必修
		○代数学Ⅱ	2	
		○離散数学	2	
		○グラフ理論	2	
	幾何学	○幾何学Ⅰ	2	
		○幾何学Ⅱ ○集合と論理	2 2	
	解析学	○解析学Ⅰ	2	
		○解析学Ⅱ ○信号解析	2 2	
	「確率論，統計学」	○確率統計Ⅰ	2	
		○確率統計Ⅱ	2	
コンピュータ	○プログラミング演習Ⅰ	2		
	○プログラミング演習Ⅱ	2		
	○コンピュータサイエンス	2		
	○数値プログラミング技法	2		
必修科目（○印）16単位 選択必修科目 2単位以上 自由選択科目 計20単位以上			配当年次	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○数学科教育法Ⅰ	2	3	
	○数学科教育法Ⅱ	2	3	
	○数学科教育法Ⅲ	2	3	
	○数学科教育法Ⅳ	2	3	
必修科目（○印） 8単位				
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 8単位			

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（数学科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 「コンピュータサイエンス」（2単位）を修得していること。
- (2) 「代数学Ⅰ」（2単位）、「代数学Ⅱ」（2単位）、「幾何学Ⅰ」（2単位）、「幾何学Ⅱ」（2単位）、「解析学Ⅰ」（2単位）、「解析学Ⅱ」（2単位）、「確率統計Ⅰ」（2単位）、「確率統計Ⅱ」（2単位）の8科目16単位のうち12単位以上を修得していること。
- (3) 【各教科の指導法】における必修科目を履修し、「数学科教育法Ⅰ」及び「数学科教育法Ⅱ」を修得済みであること。

◆教科及び教科の指導法に関する科目（数学科）

数学科（知能情報学部知能情報学科）

（中学校・高等学校教諭一種免許状）

[2022年度（令和4年度）の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科に関する専門的指導法に関する科目	代数学	○代数学Ⅰ	2
		○代数学Ⅱ	2
		○離散数学	2
		○グラフ理論	2
	幾何学	○幾何学Ⅰ	2
		○幾何学Ⅱ 集合と論理	2 2
解析学	○解析学Ⅰ	2	
	○解析学Ⅱ 情報解析	2 2	
「確率論，統計学」	○確率統計学	4	
コンピュータ	プログラミング演習Ⅰ	2	
	プログラミング演習Ⅱ	2	
	コンピュータサイエンス	2	
	数値プログラミング技法	2	
	最適化プログラミング	2	
必修科目（○印）16単位 選択必修科目 2単位以上 自由選択科目		計20単位以上	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○数学科教育法Ⅰ	2	3
	○数学科教育法Ⅱ	2	3
	○数学科教育法Ⅲ	2	3
	○数学科教育法Ⅳ	2	3
必修科目（○印） 8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上		
	各教科の指導法 8単位		

数学科（知能情報学部知能情報学科）

（中学校・高等学校教諭一種免許状）

[2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 配当年次
教科に関する専門的指導法に関する科目	代数学	○代数学Ⅰ	2
		○代数学Ⅱ	2
		○離散数学	2
		○グラフ理論	2
	幾何学	○幾何学Ⅰ	2
		○幾何学Ⅱ 集合と位相Ⅰ 集合と位相Ⅱ	2 2 2
解析学	○解析学Ⅰ	2	
	○解析学Ⅱ 数式処理プログラミング 情報解析	2 2 2	
「確率論，統計学」	確率統計学 確率過程論	4 2	
コンピュータ	プログラミング演習Ⅰ	2	
	プログラミング演習Ⅱ	2	
	コンピュータサイエンス	2	
	数値プログラミング技法	2	
	最適化プログラミング	2	
必修科目（○印）12単位 選択必修科目 4単位以上 自由選択科目		計20単位以上	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○数学科教育法Ⅰ	2	3
	○数学科教育法Ⅱ	2	3
	○数学科教育法Ⅲ	2	3
	○数学科教育法Ⅳ	2	3
必修科目（○印） 8単位			
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上		
	各教科の指導法 8単位		

2単位以上選択必修

2単位以上
選択必修
2単位以上選択必修

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（数学科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 「コンピュータサイエンス」（2単位）を修得していること。
- (2) 「代数学Ⅰ」（2単位）、「代数学Ⅱ」（2単位）、「幾何学Ⅰ」（2単位）、「幾何学Ⅱ」（2単位）、「解析学Ⅰ」（2単位）、「解析学Ⅱ」（2単位）、「確率統計学」（4単位）の7科目16単位のうち12単位以上を修得していること。
- (3) 【各教科の指導法】における必修科目を履修し、「数学科教育法Ⅰ」及び「数学科教育法Ⅱ」を修得済みであること。

◆教科及び教科の指導法に関する科目（情報科）

情報科（知能情報学部知能情報学科）

（高等学校教諭一種免許状）

[2023年度（令和5年度）の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	配当年次
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	○情報社会と情報倫理 人間工学	2 2	履修要項で確認のこと
	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	○コンピュータアーキテクチャ	2	
		○オペレーティングシステム	2	
		○データ構造とアルゴリズムⅠ	2	
		データ構造とアルゴリズムⅡ	2	
		コンパイラ・インタプリタ	2	
		ソフトウェア工学 アドバンスプログラミング演習	2 2	
	情報システム（実習を含む。）	○データベース 自然言語処理 実験デザインとデータ処理	2 2 2	
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	○情報通信ネットワーク	2	
	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	○メディア情報処理	2	
○画像工学 ヒューマンインタフェース		2 2		
情報と職業	○情報と職業	2		
科目	必修科目（○印）18単位 自由選択科目			配当年次
	計20単位以上			
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○情報科教育法Ⅰ ○情報科教育法Ⅱ	2 2	
必修科目（○印）4単位				
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位			

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（情報科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 「アドバンスプログラミング演習」（2単位）を修得していること。
- (2) 「情報社会と情報倫理」（2単位）、「コンピュータアーキテクチャ」（2単位）、「オペレーティングシステム」（2単位）、「データ構造とアルゴリズムⅠ」（2単位）、「データベース」（2単位）、「情報通信ネットワーク」（2単位）、「メディア情報処理」（2単位）、「画像工学」（2単位）及び「情報と職業」（2単位）の9科目18単位のうち12単位以上を修得していること。
- (3) 【各教科の指導法】における必修科目4単位を修得済みであること。

◆教科及び教科の指導法に関する科目（情報科）

情報科（知能情報学部知能情報学科）

（高等学校教諭一種免許状）

[2022年度（令和4年度）の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	配当年次	
教科に関する専門的指導法に関する科目	情報社会・情報倫理	○情報社会と情報倫理 人間工学	2 2	履修要項で確認のこ	と
	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	○コンピュータアーキテクチャ	2		
		○オペレーティングシステム	2		
		○データ構造とアルゴリズムⅠ	2		
		データ構造とアルゴリズムⅡ	2		
		コンパイラ・インタプリタ ソフトウェア工学 アドバンスプログラミング演習	2 2 2		
	情報システム（実習を含む。）	○データベース 経営情報システム 自然言語処理 実験計画法	2 2 2 2		
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	○情報通信ネットワークⅠ ○情報通信ネットワークⅡ	2 2			
マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	○メディア情報処理 ○画像工学 ヒューマンインタフェース	2 2 2			
情報と職業	○ITと組織・管理	2			
必修科目（○印）20単位				配当年次	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○情報科教育法Ⅰ ○情報科教育法Ⅱ	2	3		
		2	3		
必修科目（○印）4単位					
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位				

情報科（知能情報学部知能情報学科）

（高等学校教諭一種免許状）

[2019年度～2021年度（平成31年度～令和3年度）の入学生に適用]

施行規則に定める科目区分等					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	配当年次	
教科に関する専門的指導法に関する科目	情報社会・情報倫理	○情報社会と情報倫理 人間工学	2 2	履修要項で確認のこ	と
	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	○コンピュータアーキテクチャ	2		
		○オペレーティングシステム	2		
		○データ構造とアルゴリズムⅠ	2		
		データ構造とアルゴリズムⅡ	2		
		コンパイラ・インタプリタ ソフトウェア工学 アドバンスプログラミング演習	2 2 2		
	情報システム（実習を含む。）	○データベース 経営情報システム 自然言語処理 実験計画法	2 2 2 2		
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	○情報通信ネットワークⅠ ○情報通信ネットワークⅡ ITとコミュニケーション	2 2 2			
マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	○メディア情報処理 ○画像工学 ヒューマンインタフェース	2 2 2			
情報と職業	○ITと組織・管理	2			
必修科目（○印）20単位				配当年次	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○情報科教育法Ⅰ ○情報科教育法Ⅱ	2	3		
		2	3		
必修科目（○印）4単位					
最低修得単位数	教科に関する専門的事項 20単位以上 各教科の指導法 4単位				

「教科に関する専門的事項の科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

※教育実習（情報科）を4年次で履修するためには、教育実習を履修するための条件に加えて、3年次終了までに次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 「アドバンスプログラミング演習」（2単位）を修得していること。
- (2) 「情報社会と情報倫理」（2単位）、「コンピュータアーキテクチャ」（2単位）、「オペレーティングシステム」（2単位）、「データ構造とアルゴリズムⅠ」（2単位）、「データベース」（2単位）、「情報通信ネットワークⅠ」（2単位）、「情報通信ネットワークⅡ」（2単位）、「メディア情報処理」（2単位）、「画像工学」（2単位）及び「ITと組織・管理」（2単位）の10科目20単位のうち12単位以上を修得していること。
- (3) 【各教科の指導法】における必修科目4単位を修得済みであること。

◆大学が独自に設定する科目（国語科）

国語科（人文科学研究科日本語日本文学専攻）

（中学校・高等学校教諭専修免許状）

〔2019年度（平成31年度）以降の入学生に適用〕

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	日本文学演習Ⅰa	2
		日本文学演習Ⅰb	2
		日本文学演習Ⅱa	2
		日本文学演習Ⅱb	2
		日本文学演習Ⅲa	2
		日本文学演習Ⅲb	2
		日本語学演習Ⅰa	2
		日本語学演習Ⅰb	2
		日本語学演習Ⅱa	2
		日本語学演習Ⅱb	2
		日本語学演習Ⅲa	2
		日本語学演習Ⅲb	2
		日本文学研究Ⅰa	2
		日本文学研究Ⅰb	2
		日本文学研究Ⅱa	2
		日本文学研究Ⅱb	2
		日本文学研究Ⅲa	2
		日本文学研究Ⅲb	2
		日本文学研究Ⅳa	2
		日本文学研究Ⅳb	2
		日本語学研究Ⅰa	2
		日本語学研究Ⅰb	2
		日本語学研究Ⅱa	2
		日本語学研究Ⅱb	2
		日本語学研究Ⅲa	2
		日本語学研究Ⅲb	2
日本語学研究Ⅳa	2		
日本語学研究Ⅳb	2		
日本文学の主要問題a	2		
日本文学の主要問題b	2		
日本語学の主要問題a	2		
日本語学の主要問題b	2		
最低修得単位数		計24単位以上	

◆大学が独自に設定する科目（英語科）

英語科（人文科学研究科英語英米文学専攻）

（中学校・高等学校教諭専修免許状）

〔2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用〕

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学が独自に設定する科目	英米文学演習Ⅰa	2	
	英米文学演習Ⅰb	2	
	英米文学演習Ⅱa	2	
	英米文学演習Ⅱb	2	
	英米文学演習Ⅲa	2	
	英米文学演習Ⅲb	2	
	英米文学演習Ⅳa	2	
	英米文学演習Ⅳb	2	
	英米文化演習Ⅰa	2	
	英米文化演習Ⅰb	2	
	英米文化演習Ⅱa	2	
	英米文化演習Ⅱb	2	
	英語学演習Ⅰa	2	
	英語学演習Ⅰb	2	
	英語学演習Ⅱa	2	
	英語学演習Ⅱb	2	
	英語学演習Ⅲa	2	
	英語学演習Ⅲb	2	
	英語学演習Ⅳa	2	
	英語学演習Ⅳb	2	
	英米文学特殊講義Ⅰa	2	
	英米文学特殊講義Ⅰb	2	
	英米文学特殊講義Ⅱa	2	
	英米文学特殊講義Ⅱb	2	
	英米文学特殊講義Ⅲa	2	
	英米文学特殊講義Ⅲb	2	
	英米文学特殊講義Ⅳa	2	
	英米文学特殊講義Ⅳb	2	
	統語論Ⅰ	2	
	統語論Ⅱ	2	
	音声学Ⅰ	2	
	音声学Ⅱ	2	
	音韻論Ⅰ	2	
	音韻論Ⅱ	2	
意味論Ⅰ	2		
意味論Ⅱ	2		
英米文化特殊講義Ⅰa	2		
英米文化特殊講義Ⅰb	2		
英米文化特殊講義Ⅱa	2		
英米文化特殊講義Ⅱb	2		
英米文学の主要問題a	2		
英米文学の主要問題b	2		
英米文化の主要問題a	2		
英米文化の主要問題b	2		
英語学の主要問題a	2		
英語学の主要問題b	2		
最低修得単位数		計24単位以上	

◆大学が独自に設定する科目（社会科）

①社会科（人文科学研究科応用社会学専攻）

（中学校教諭専修免許状）

[2019年度（平成31年度）以降の入学生に適用]

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	応用社会学演習Ⅰ	2	
	応用社会学演習Ⅱ	2	
	史学地理学民俗学演習Ⅰ	4	
	応用社会学演習Ⅲ	2	
	応用社会学演習Ⅳ	2	
	史学地理学民俗学演習Ⅱ	4	
	応用社会学特殊講義Ⅰ	2	
	応用社会学特殊講義Ⅱ	2	
	家族社会学特殊講義	2	
	経験社会学特殊講義	2	
	方法論研究Ⅰ	2	
	方法論研究Ⅱ	2	
	地域文化特殊講義	2	
	表象文化特殊講義	2	
	人類学特殊講義Ⅰ	2	
	人類学特殊講義Ⅱ	2	
	方法論研究Ⅲ	2	
	歴史学特殊講義Ⅰ	2	
	歴史学特殊講義Ⅱ	2	
	歴史学特殊講義Ⅲ	2	
歴史学特殊講義Ⅳ	2		
歴史学特殊講義Ⅴ	2		
歴史学特殊講義Ⅵ	2		
人文地理学特殊講義Ⅰ	2		
人文地理学特殊講義Ⅱ	2		
民俗文化特殊講義Ⅰ	2		
民俗文化特殊講義Ⅱ	2		
社会運動特殊講義	2		
社会史特殊講義Ⅰ	2		
社会史特殊講義Ⅱ	2		
応用社会学の主要問題Ⅰ	2		
応用社会学の主要問題Ⅱ	2		
歴史学と地理学の主要問題Ⅰ	2		
歴史学と地理学の主要問題Ⅱ	2		
最低修得単位数		計24単位 以上	

②社会科（人文科学研究科人間科学専攻）

（中学校教諭専修免許状）

[2021年度（令和3年度）以降の入学生に適用]

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	人間科学総論	2	
	人間科学演習Ⅰ	2	
	人間科学演習Ⅱ	2	
	人間科学演習Ⅲ	2	
	人間科学演習Ⅳ	2	
	人間科学思想研究	2	
	現代思想特論	2	
	環境倫理研究	2	
	発達心理学特論	2	
	社会心理学特論	2	
	言語思想研究	2	
	言語イメージ特論	2	
	現代芸術思想研究	2	
	現代社会と表現	2	
	芸術と福祉	2	
	芸術思想研究	2	
	美学思想特論	2	
	環境教育学特論	2	
	人間科学の主要問題Ⅰ	2	
	人間科学の主要問題Ⅱ	2	
人間科学の主要問題Ⅲ	2		
人間科学の主要問題Ⅳ	2		
人間科学の主要問題Ⅴ	2		
人間科学の主要問題Ⅵ	2		
最低修得単位数		計24単位 以上	

③社会科（社会科学研究科経済学専攻）

（中学校教諭専修免許状）

〔2021年度（令和3年度）以降の入学生に適用〕

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学が 独自に 設定す る科目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 する 科 目	経済学原論特殊研究Ⅰ	4
		経済学原論特殊研究Ⅱ	4
		経済学原論特殊研究Ⅲ	4
		経済学史特殊研究	4
		統計学特殊研究	4
		財政学特殊研究	4
		租税法特殊研究Ⅰ	4
		租税法特殊研究Ⅱ	4
		租税法特殊研究Ⅲ	4
		労働経済学特殊研究	4
		社会保障財政特殊研究	4
		国際経済学特殊研究Ⅰ	4
		国際経済学特殊研究Ⅱ	4
		計量経済学特殊研究	4
		日本経済論特殊研究	4
		ファイナンス特殊研究	4
		都市政策論特殊研究	4
		環境経済学特殊研究	4
		金融政策論特殊研究	4
		社会思想史特殊研究	4
		国際金融論特殊研究	4
		産業経済学特殊研究	4
		企業組織論特殊研究	4
		経済史特殊研究	4
		公共経済学特殊研究	4
		公共政策特殊研究	4
演習Ⅰ	4		
演習Ⅱ	4		
最低修得単位数		計24単位 以上	

④社会科（社会科学研究科経営学専攻）

（中学校教諭専修免許状）

〔2021年度（令和3年度）以降の入学生に適用〕

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学が 独自に 設定す る科目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 する 科 目	演習 AⅠ	4
		演習 AⅡ	4
		演習 BⅠ	4
		演習 BⅡ	4
		経営学特論	2
		経営史特論	2
		経営管理論特論	2
		経営戦略論特論	2
		経営財務論特論	2
		経営労務論特論	2
		経営組織論特論	2
		工業経営論特論	2
		国際経営論特論	2
		アジア経営論特論	2
		経営科学特論	2
		企業会計論特論	2
		会計制度論特論	2
		原価計算特論	2
		管理会社特論	2
		監査論特論	2
		情報会計システム論特論	2
		税務会計特論	2
		国際会計論特論	2
		マーケティング・サイエンス特論	2
		マーケティング管理論特論	2
		金融論特論	2
		証券論特論	2
		経営学特殊講義	2
		経営史特殊講義	2
		経営管理論特殊講義	2
		経営戦略論特殊講義	2
		経営財務論特殊講義	2
		経営労務論特殊講義	2
		経営組織論特殊講義	2
工業経営論特殊講義	2		
国際経営論特殊講義	2		
アジア経営論特殊講義	2		
経営科学特殊講義	2		
企業会計論特殊講義	2		
会計制度論特殊講義	2		
原価計算特殊講義	2		
管理会計特殊講義	2		
監査論特殊講義	2		
情報会計システム論特殊講義	2		
税務会計特殊講義	2		
国際会計論特殊講義	2		
マーケティング・サイエンス特殊講義	2		
マーケティング管理論特殊講義	2		
金融論特殊講義	2		
証券論特殊講義	2		
最低修得単位数		計24単位 以上	

◆大学が独自に設定する科目（地理歴史科）

地理歴史科（人文科学研究科応用社会学専攻）

（高等学校教諭専修免許状）

[2019年度（平成31年度）以降の入学生に適用]

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	史学地理学民俗学演習Ⅰ	4
		史学地理学民俗学演習Ⅱ	4
		歴史学特殊講義Ⅰ	2
		歴史学特殊講義Ⅱ	2
		歴史学特殊講義Ⅲ	2
		歴史学特殊講義Ⅳ	2
		歴史学特殊講義Ⅴ	2
		歴史学特殊講義Ⅵ	2
		人文地理学特殊講義Ⅰ	2
		人文地理学特殊講義Ⅱ	2
		民俗文化特殊講義Ⅰ	2
		民俗文化特殊講義Ⅱ	2
		社会史特殊講義Ⅰ	2
		社会史特殊講義Ⅱ	2
歴史学と地理学の主要問題Ⅰ	2		
歴史学と地理学の主要問題Ⅱ	2		
最低修得単位数		計24単位 以 上	

◆大学が独自に設定する科目（公民科）

①公民科（人文科学研究科応用社会学専攻）

（高等学校教諭専修免許状）

〔2019年度（平成31年度）以降の入学生に適用〕

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学が独自に設定する科目	応用社会学演習Ⅰ	2	
	応用社会学演習Ⅱ	2	
	応用社会学演習Ⅲ	2	
	応用社会学演習Ⅳ	2	
	応用社会学特殊講義Ⅰ	2	
	応用社会学特殊講義Ⅱ	2	
	家族社会学特殊講義	2	
	経験社会学特殊講義	2	
	方法論研究Ⅰ	2	
	方法論研究Ⅱ	2	
	地域文化特殊講義	2	
	表象文化特殊講義	2	
	人類学特殊講義Ⅰ	2	
	人類学特殊講義Ⅱ	2	
	方法論研究Ⅲ	2	
	社会運動特殊講義	2	
	応用社会学の主要問題Ⅰ	2	
応用社会学の主要問題Ⅱ	2		
最低修得単位数		計24単位以上	

②公民科（人文科学研究科人間科学専攻）

（高等学校教諭専修免許状）

〔2021年度（令和3年度）以降の入学生に適用〕

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学が独自に設定する科目	人間科学総論	2	
	人間科学演習Ⅰ	2	
	人間科学演習Ⅱ	2	
	人間科学演習Ⅲ	2	
	人間科学演習Ⅳ	2	
	人間科学思想研究	2	
	現代思想特論	2	
	環境倫理研究	2	
	発達心理学特論	2	
	社会心理学特論	2	
	人格心理学特論	2	
	臨床心理学特論	2	
	言語思想研究	2	
	言語イメージ特論	2	
	現代芸術思想研究	2	
	現代社会と表現	2	
	芸術と福祉	2	
	芸術思想研究	2	
	美学思想特論	2	
	環境教育学特論	2	
心理療法特論	2		
心理学研究法特論	2		
人間科学の主要問題Ⅰ	2		
人間科学の主要問題Ⅱ	2		
人間科学の主要問題Ⅲ	2		
人間科学の主要問題Ⅳ	2		
人間科学の主要問題Ⅴ	2		
人間科学の主要問題Ⅵ	2		
最低修得単位数		計24単位以上	

③公民科（社会科学研究科経済学専攻）

（高等学校教諭専修免許状）

[2021年度（令和3年度）以降の入学生に適用]

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学が独自に設定する科目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 する 科 目	経済学原論特殊研究Ⅰ	4
		経済学原論特殊研究Ⅱ	4
		経済学原論特殊研究Ⅲ	4
		経済学史特殊研究	4
		統計学特殊研究	4
		財政学特殊研究	4
		租税法特殊研究Ⅰ	4
		租税法特殊研究Ⅱ	4
		租税法特殊研究Ⅲ	4
		労働経済学特殊研究	4
		社会保障財政特殊研究	4
		国際経済学特殊研究Ⅰ	4
		国際経済学特殊研究Ⅱ	4
		計量経済学特殊研究	4
		日本経済論特殊研究	4
		ファイナンス特殊研究	4
		都市政策論特殊研究	4
		環境経済学特殊研究	4
		金融政策論特殊研究	4
		社会思想史特殊研究	4
		国際金融論特殊研究	4
		産業経済学特殊研究	4
		企業組織論特殊研究	4
		経済史特殊研究	4
		公共経済学特殊研究	4
		公共政策特殊研究	4
演習Ⅰ	4		
演習Ⅱ	4		
最低修得単位数		計24単位以上	

④公民科（社会科学研究科経営学専攻）

（高等学校教諭専修免許状）

[2021年度（令和3年度）以降の入学生に適用]

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学が独自に設定する科目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 する 科 目	演習 AⅠ	4
		演習 AⅡ	4
		演習 BⅠ	4
		演習 BⅡ	4
		経営学特論	2
		経営史特論	2
		経営管理論特論	2
		経営戦略論特論	2
		経営財務論特論	2
		経営労務論特論	2
		経営組織論特論	2
		工業経営論特論	2
		国際経営論特論	2
		アジア経営論特論	2
		経営科学特論	2
		企業会計論特論	2
		会計制度論特論	2
		原価計算特論	2
		管理会計特論	2
		監査論特論	2
		情報会計システム論特論	2
		税務会計特論	2
		国際会計論特論	2
		マーケティング・サイエンス特論	2
		マーケティング管理論特論	2
		金融論特論	2
		証券論特論	2
		経営学特殊講義	2
		経営史特殊講義	2
		経営管理論特殊講義	2
		経営戦略論特殊講義	2
		経営財務論特殊講義	2
		経営労務論特殊講義	2
		経営組織論特殊講義	2
工業経営論特殊講義	2		
国際経営論特殊講義	2		
アジア経営論特殊講義	2		
経営科学特殊講義	2		
企業会計論特殊講義	2		
会計制度論特殊講義	2		
原価計算特殊講義	2		
管理会計特殊講義	2		
監査論特殊講義	2		
情報会計システム論特殊講義	2		
税務会計特殊講義	2		
国際会計論特殊講義	2		
マーケティング・サイエンス特殊講義	2		
マーケティング管理論特殊講義	2		
金融論特殊講義	2		
証券論特殊講義	2		
最低修得単位数		計24単位以上	

◆大学が独自に設定する科目（理科）

①理科（自然科学研究科物理学専攻）

（中学校・高等学校教諭専修免許状）

[2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用]

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	物理学研究演習Ⅰ	2
		物理学研究演習Ⅱ	2
		物理学特別研究	12
		宇宙物理学特論Ⅱ	2
		原子核物理学特論Ⅱ	2
		天文学特論	2
		光量子エレクトロニクス特論	2
		電子物性物理学特論	2
		電子相関物理学特論	2
		量子物理学	2
		固体物理学	2
		半導体材料物理学	2
		宇宙物理学特論Ⅰ	2
		原子核物理学特論Ⅰ	2
		天文学	2
		科学リテラシー	2
		最低修得単位数	

②理科（自然科学研究科化学専攻）

（中学校・高等学校教諭専修免許状）

[2020年度（令和2年度）以降の入学生に適用]

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	化学研究演習Ⅰ	3
		化学研究演習Ⅱ	3
		化学研究実験	12
		物理化学特論Ⅱ	2
		無機化学特論Ⅱ	2
		有機化学特論Ⅱ	2
		分析化学特論Ⅱ	2
		高分子化学特論Ⅱ	2
		材料化学特論Ⅱ	2
		物理化学特論Ⅰ	2
		無機化学特論Ⅰ	2
		有機化学特論Ⅰ	2
		分析化学特論Ⅰ	2
高分子化学特論Ⅰ	2		
材料化学特論Ⅰ	2		
最低修得単位数		計24単位 以上	

③理科（自然科学研究科生物学専攻）

（中学校・高等学校教諭専修免許状）

〔2020年度（令和2年度）以降の入学生に適用〕

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	生物学研究演習Ⅰ	2
		生物学研究演習Ⅱ	2
		生物学研究実験	16
		生化学特論	2
		生体調節学	2
		植物細胞生理学	2
		分子遺伝学Ⅰ	2
		分子遺伝学Ⅱ	2
		多様性生物学	2
		分子発生生物学	2
		植物生化学特論	2
		進化生物学	2
		有機化学特論Ⅰ	2
		有機化学特論Ⅱ	2
		高分子化学特論Ⅰ	2
最低修得単位数		計24単位 以 上	

④理科（フロンティアサイエンス研究科生命化学専攻）

（中学校・高等学校教諭専修免許状）

〔2021年度（令和3年度）以降の入学生に適用〕

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	ナノバイオ研究演習1	2
		ナノバイオ研究演習2	2
		ナノバイオ研究実験	12
		上級ナノサイエンス	2
		上級バイオサイエンス	2
		上級ナノバイオサイエンス	2
		上級ケミカルサイエンス	2
		ナノバイオサイエンス特殊講義	2
		ケミカルサイエンス特殊講義	2
		ナノサイエンス特殊講義	2
		バイオサイエンス特殊講義	2
		ナノバイオ材料工学特論	2
		ナノバイオ創薬特論	2
		ナノバイオ医療診断特論	2
		ナノバイオ機能材料特論	2
ナノサイエンスゼミナール	2		
バイオサイエンスゼミナール	2		
ナノバイオサイエンスゼミナール	2		
ケミカルサイエンスゼミナール	2		
最低修得単位数		計24単位 以 上	

◆大学が独自に設定する科目（数学科）

数学科（自然科学研究科知能情報学専攻）

（中学校・高等学校教諭専修免許状）

[2022年度（令和4年度）以降の入学生に適用]

施行規則に定める 科目区分等			
科目区分	授業科目	単位数	
大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	知能情報学特論	2
		知能情報学研究演習Ⅰ	2
		知能情報学研究演習Ⅱ	2
		知能情報学特別研究	12
		システム最適化特論	2
		情報通信システム特論	2
		知能情報システム特論	2
		組合せ幾何学特論	2
		数理認識特論	2
		情報解析特論	2
		生体情報システム特論	2
		音響解析特論	2
		データ工学特論	2
		映像メディアシステム特論	2
		可視化とシミュレーション特論	2
		意思決定特論	2
		非線形システム特論	2
		計算理論特論	2
ロボティクス特論	2		
自然言語処理特論	2		
人工知能特論	2		
知識データベース特論	2		
画像工学特論	2		
システムモデリング特論	2		
最低修得単位数		計24単位 以 上	

IX 免許状申請手続

教育職員免許法に定められた基礎資格及び教職課程の所定単位を修得（中学校教員免許状取得希望者は介護等体験も終了）した者は、教員免許状の取得資格を得られます。しかし、これは取得資格を得ただけであって、実際に免許状を得るためには、授与権者に免許状の授与申請をする必要があります。免許状の授与は、都道府県の教育委員会が行っており、授与申請に際しては、各都道府県教育委員会の指定する申請書類の様式に従って申請しなければなりません。

1. 一括申請

免許状授与申請は、原則として取得希望者が行うものであるが、卒業又は修了と同時に申請が可能な者については、教職教育センターが兵庫県教育委員会に一括して申請を行います。

一括申請を希望する者は、12月開催の説明会において申請書類を配付するので、所定の期日までに教職教育センターに提出してください。申請書類は、申請する免許状の種類及び教科ごとに必要です。

中学校教員免許状の申請には、「介護等体験終了証明書」（社会福祉施設5日間）及び「介護等体験終了証明書」（特別支援学校2日間）が必要です。中学校教員免許状を申請する者は、申請書類に添えて、必ず「介護等体験終了証明書」を提出してください。

なお、専修免許状及び一種免許状を同時に申請する場合は、専修免許状についてのみ一括申請を行うことができます。

免許状は、卒業証書・学位記授与式当日に配付します。

2. 個人申請

卒業時に一括申請手続きを行わなかったり、あるいは、卒業後に科目等履修生として所定単位を修得した場合は、個人申請となります。申請者は教育委員会で所定用紙の交付を受け、必要書類を添え、各人が直接教育委員会に申請してください。この場合、居住地の都道府県教育委員会への申請となり、申請時期は特に限定されていません。

なお、申請の様式は、各都道府県によって異なるので、注意が必要です。参考のために兵庫県の例を挙げておきます。

申請書類

- (1) 教育職員検定・免許状授与申請書（県交付用紙）
- (2) 誓約書（県交付用紙）
- (3) 履歴書（県交付用紙）
- (4) 戸籍抄本
- (5) 卒業証明書（本大学で発行）
- (6) 学力に関する証明書（本大学で発行）
- (7) 介護等体験終了証明書（受入施設・学校で発行。中学校教員免許状取得希望者のみ必要。）

他府県では、この他に、身元（分）証明書（所定用紙に申請者本籍地の市・区・町・村役場の証明をうける）が必要な場合があります。

X 小学校教員免許状の取得

本大学で取得できる教育職員免許状は、中学校と高等学校の一種または専修免許状ですが、小学校教諭の免許状を取得するためには、次の方法があります。

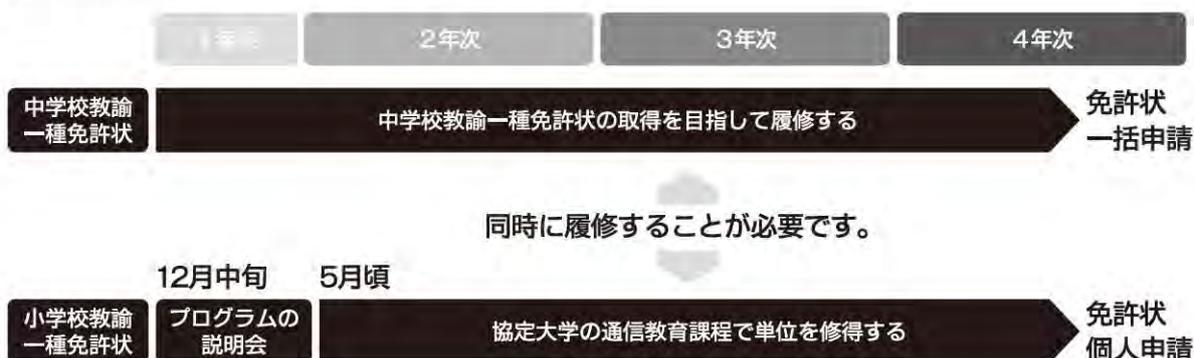
1. 小学校教諭免許取得プログラム

本学に在籍しながら甲南大学が協定している他大学の通信教育部が実施する小学校教諭免許の取得に必要な科目を科目等履修生として受講し、卒業時に『小学校教諭一種免許状』の取得を可能にするものです。ただし、このプログラムで『小学校教諭一種免許状』を取得するためには「本学の卒業所要単位」と「中学校教諭一種免許状を取得するための教職課程の単位」（教科は問わない）を充足したうえ、さらにこのプログラムの諸科目の単位（45単位程度）を修得しなければなりません。したがって、多大な努力と、本学の学費に加えて受講費用やスクーリング参加の交通費や滞在費が必要となります。本学は奨学金制度（小学校教諭免許取得プログラム貸与奨学金）を設け、経済的な支援を行う体制を整えています。

このプログラムでは小学校教諭免許の取得に必要な科目を2年次生から3年間で取得するので、毎年12月頃に1年次生を対象に説明会を開催し、参加学生の募集を行います。

説明会の日程は、掲示板でお知らせします。

小学校教員免許状取得スケジュール



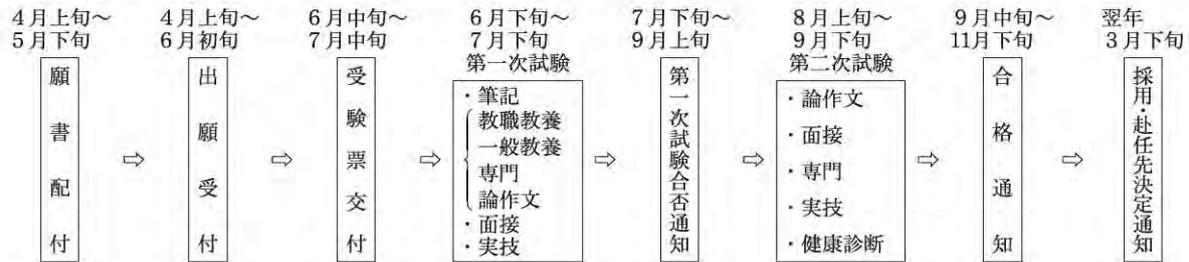
2. 教員資格認定試験

文部科学省が毎年実施する小学校教員資格認定試験制度があります。この試験に合格し、各都道府県教育委員会に申請すれば『小学校教諭二種免許状』が授与されます。

試験の詳細については、教員資格認定試験の実施に関する事務を行っている、独立行政法人教職員支援機構のHPを確認してください。

XI 教員採用試験について

公立学校教員採用の出願から採用までの流れ（参考）



小学校・中学校・高等学校 採用選考試験			
	募 集	試 験	備 考
公 立	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県・神戸市・大阪府・大阪市等については、採用選考試験説明会を開催し、願書を配付します。 上記以外は各自で取り寄せてください。多くの自治体の願書はインターネットから入手できるようになってきています。 配付書類に採用側の求める教員像が明記されています。早めに入手し熟読してください。 	(一次試験) 近畿地方の各府県市の多くが6月下旬から試験を実施しています。実施日程については変更される可能性もあるため、各教育委員会の情報に注意しておいてください。 ※地域で試験日を重ねていることが多く、試験日が重ならなければ併願受験もできます。	公立学校の採用試験は、各都道府県及び政令指定都市の教育委員会ごとに実施されています。受験資格・出願時期・試験実施日・選抜方法等詳細については、各教育委員会から募集要項を取り寄せるなどして確認してください。 一次は学力、二次は人物評価を重視した試験が中心ですが、三次試験まで行なうところ、一次・二次試験の区別のないところもあります。 各都道府県によって競争率は違いますが、かなり難関となっています。したがって、一般教養や教職教養、専門教育科目の勉強はもちろんのこと、常に「教育」に対する情熱を持ち、自分自身を高める努力とともに、早めの対策が必要です。 「自己アピール」「自己紹介」は重要な資料となります。
私 立	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県私学教員適性検査応募書類はセンターで配付。 本学に求人募集があった場合は、センターHPで紹介します。 その他、インターネットで求人募集する学校もあります。 	各学校独自の選考方法となります。	私立学校は独自の校風と特色ある教育方針を持っています。一般公募をしない学校もありますので、恩師、知人などから情報を得て、受験の機会を見出してください。 東京都・静岡県・愛知県・広島県・福岡県・長崎県なども私学教員適性検査を実施しています。 日本私学教育研究所 (http://www.shigaku.or.jp/) では、全国の市立学校の教職員採用情報を掲載しています。

常勤・非常勤講師の登録

教職教育センターでは、教員免許状取得者及び取得見込者対象に「講師登録（有効期限1年）」を行っています。この講師登録は、各都道府県・市町村の教育委員会、また私立学校からの常勤・非常勤講師の求人依頼があった場合に、登録者の中から該当教科の教員免許状取得（見込）者に紹介します。各教育委員会への講師登録とあわせて行ってください。府・県立学校を希望する場合は府・県教育委員会に、市・町立学校を希望する場合は市・町の教育委員会や教育事務所などに登録してください。登録する数に制限はありませんから、複数に登録することをすすめます。

学校図書館司書教諭

学校図書館司書教諭

1. 図書館学課程について

本大学は、司書及び司書教諭の資格取得を希望する学生のために図書館学課程を設けています。

司書は、公共図書館、大学図書館、研究機関などの図書館で、資料・情報を提供したり、本を選び整理したり、図書館を経営したりする専門職です。

司書については教務部発行の履修要項で確認してください。

司書教諭は、学校図書館法に基づいて、小学校、中学校、高等学校に設けられる学校図書館の専門的職務を掌る資格を有する教諭です。

学校教育の今日的課題に対処して、情報センター・学習センターとしての学校図書館が重視されている折から、その運営の中心的役割を担う職務です。

2. 学校図書館司書教諭科目の履修について

司書教諭とは、小学校・中学校・高等学校において、学校図書館に関する校務を司る専門的な資格であり、学校運営に不可欠な職能として教育現場から求められています。

この資格は、その名称からも明らかなように、教員の免許状を有することが資格の前提条件となっています。

したがって、在学中に、教育職員免許状取得に必要な科目と司書教諭資格に必要な科目を、併行して履修し、卒業時に教員免許状を取得することが必要です。司書教諭資格を得るためには、別途所定の手続きを取らなければなりません。

学校図書館法では、司書教諭は、教諭をもって充て、当該教諭については、文部科学大臣の委嘱を受けて行う大学等の司書教諭の講習を修了した者と定められています（学校図書館法第5条）。

本大学の図書館学課程には、この講習に対応する科目を開設しており（学校図書館司書教諭講習規程第3条）、次表に示す科目の単位を修得すれば、講習科目の単位を修得したものと認定されます。よって、実際に講習を受けなくとも、文部科学大臣に学校図書館法による講習の修了証書〔司書教諭の資格証明〕の交付を申請できます。

申請を希望する者は、教育実習本登録説明会等、教職関係説明会時に詳細を案内しますので、教職教育センターで所定の手続きを行なってください。

また、司書教諭講習修了証書の交付は、申請した翌年の2月頃となり、本大学より各自に郵送されます。

3. 授業科目

司書教諭講習規程に定める科目	単位	授業科目	単位	摘要
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	5科目 10単位 必修
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	

關連諸規程等

教職課程履修者登録に関する内規

平成 30 年 3 月 5 日 教育職員養成課程カリキュラム委員会承認

- 1 教職課程の履修は、「教職入門」の履修から始まるものとし、その履修には 4 年間を要する。
- 2 教職課程履修者登録は、以下の条件に従って行うものとする。
 - (1) 1 年次の G P A が 2.00 以上であること。

なお、1 年次の G P A が 2.00 未満のため 1 年次末に課程登録ができなかった場合、2 年次 1 年間の G P A が 2.00 以上あれば、2 年次末に課程登録が可能。ただし、教職課程の履修には、登録してから 3 年を要する。
 - (2) 「教職入門」を修得していること。
- 3 教職課程履修者登録をする者は、誓約書を提出するものとする。
- 4 前項の誓約書の内容を遵守できない場合は、教職課程履修者登録を取消すものとする。
- 5 教職課程履修者登録をした者は、教職課程履修者登録時及び教育実習予備登録時に教職課程費（教員採用試験対策費等に充当）を納めるものとする。
- 6 教職課程履修者登録をした者は、教員採用試験を受けるものとする。
- 7 教職課程履修者登録をした者は、各年度末の G P A が原則として 2.00 を下回らないものとする。
- 8 教職課程履修者登録をした者について、「履修カルテ」を作成するものとする。
- 9 教職課程履修者登録をした者に対して、教職科目担当教員、教職教育センター教員、教職教育センター指導員等は、「履修カルテ」を参考にしながら、適宜指導を行う。

附則

- 1 この内規は、平成 30 年 3 月 5 日から施行する。
- 2 この内規の施行に伴い、教職課程履修者登録に関する内規（平成 23 年 10 月 17 日 教職教育センター運営委員会承認）は、平成 30 年 3 月 4 日をもって廃止する。

長期留学希望学生の特別措置に関する申合せ

平成31年1月24日 教育職員養成課程カリキュラム委員会承認

改正 令和5年2月28日

英語の教員免許取得を希望する学生が、その運用能力を高めることを目的に英語圏にある甲南大学協定校へ長期留学する場合の特別措置について下記のことを定める。(この申合せに関わる長期留学は、少なくとも前期又は後期の授業科目を履修することが不可能なものを指す)

- 1 特別措置とは、4年間で卒業と同時に免許取得を可能にするために、教育実習履修の前提条件科目である次の3年次配当科目を2年次で履修することを認めるものである。
 - ・「英語科教育法Ⅰ」
 - ・「英語科教育法Ⅱ」
 - ・「生徒指導法（進路指導含む）」
- 2 特別措置を希望する者は、1年次末の「教職課程履修者登録」時に教職教育センターに願い出るものとする。
- 3 特別措置を受けることができるのは、1年次末のGPAが2.8以上あり、面接で許可された者とする。
- 4 特別措置を認められた者の留学には、3年次の1年間を充てることとする。
- 5 特別措置を認められた者は、2年次末に「教育実習予備登録」をしたうえで、留学前または留学中に教育実習にかかる手続を行わなければならない。
- 6 特別措置を認められた者が留学を終えたとき、帰国したことを教職教育センターに報告し、「教育実習本登録」をしなければならない。なお、留学中に進路変更した場合は、直ちにそのことを申し出なければならない。

附 則

この申合せは、平成31年1月24日から施行する。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学生から適用する。

教育実習に関する内規

平成31年1月24日 改正

- 1 実習学校は、原則として出身中学校又は出身高等学校とする。
- 2 教育実習の指導者は、次のとおりとする。
教育実習主任 —— 教職教育センター所長
教育実習指導主任 —— 教科教育法、教育実習担当の教員
教育実習指導員 —— 実習学校の教員
- 3 各実習生は、1名の教育実習指導主任に配属され、実習学校において教育実習指導員の指導のもとに教育実習を行う。
- 4 中学校教諭一種・専修免許状の取得を希望する者は教育実習Ⅰを、高等学校教諭一種・専修免許状の取得を希望する者は教育実習Ⅱを履修するものとし、その両方を取得希望する者は、教育実習Ⅰをもって充てる。
- 5 教育実習Ⅰは、5単位とし、観察・参加・実地授業（4単位）及び事前・事後指導（1単位）をもって充てる。
- 6 教育実習Ⅱは、3単位とし、観察・参加・実地授業（2単位）及び事前・事後指導（1単位）をもって充てる。
- 7 事前・事後指導を遅刻・欠席により一部又は全部を受けなかった者は教育実習の単位を修得することができない。ただし、遅刻・欠席者への補講を「学修に関する取扱い」7(1)～(10)を準用して行う。
なお、7(3)の適用は教員採用試験のみとする。
- 8 観察、参加及び実地授業は中学校3週間（120時間）、高等学校2週間（80時間）とし、その実施については実習学校の教育実習実施計画に基づいて行う。
- 9 観察は、実習学校における授業等の見学とする。
- 10 参加は、実験準備及び補助、考査の問題作成及び採点その他校務の見習、補助等を含む。
- 11 実地授業は、教育実習指導主任又は教育実習指導員の指導の下に行う。
- 12 随時合同参観、研究会及び実習学校以外の見学を行う。
- 13 事前指導は、教育実習の意義・目的、教育実習の内容、模擬授業（演習を含む）、授業の評価等について行う。
- 14 事後指導は、教育実習日誌・学習指導案についての講評、反省会・座談会等を行う。
- 15 教育実習の成績評価は、教育実習指導員の意見を参酌して教育実習指導主任が行う。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規の改廃は、平成27年4月1日から学長決定により行う。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

編入学生の教育職員養成課程の履修について

平成17年11月28日 教職教育センター運営委員会承認

これは、教育職員の中学校教諭一種免許状（以下「中学校一種」という。）又は高等学校教諭一種免許状（以下「高校一種」という。）の授与を受けようとする編入学生の教育職員養成課程に関する規程に基づく履修について定めるものである。

1 高等専門学校・短期大学出身者の場合

教職に関する科目（以下「教職科目」という。）、教科に関する科目（以下「教科科目」という。）及び教科又は教職に関する科目（以下「教科又は教職科目」という。）は、いずれも、すべての単位を修得しなければならない。ただし、中学校二種の認定課程（文部科学大臣が免許状授与の所要資格を得させるために適当と認める課程。以下同じ。）を有する短期大学等の出身者が、中学校一種の授与を受けようとする場合、当該学部長は教職教育センター所長（以下「所長」という。）と協議の上、編入学前の短期大学等で修得した単位を、教科科目の単位として認定することができる。

2 四年制大学出身者の場合

(1)出身大学が認定課程を有する大学の場合

ア 授与を受けようとする免許教科の認定大学である場合

教職科目、教科科目及び教科又は教職科目は、いずれも、不足する単位を修得しなければならない。

イ 授与を受けようとする免許教科の認定大学でない場合

（イ）教職科目は、不足する単位を修得しなければならない。

（イ）教科科目は、原則として、すべての単位を修得しなければならない。ただし、編入学生の申請により、当該学部長は所長と協議の上、編入学前の大学で修得した単位を、教科科目の単位として認定することができる。

（イ）教科又は教職科目は、不足する単位を修得しなければならない。

(2)出身大学が認定課程のない大学の場合

教職科目、教科科目及び教科又は教職科目は、原則として、いずれも、すべての単位を修得しなければならない。ただし、編入学生の申請により、当該学部長は所長と協議の上、編入学前の大学で修得した単位を、教科科目の単位として認定することができる。

3 認定課程を有する大学から編入した者は、出身大学発行の当該免許教科の単位修得証明書を提出しなければならない。

4 旧課程・新課程にまたがる編入学の扱いについては、当該学部長が所長と別途協議する。

教職希望の科目等履修生等に関する申合せ

平成27年1月26日 教職教育センター運営委員会改正

今後の科目等履修生の受入等について、この申合せのとおり取り扱う。

1 科目等履修生の受入条件

(1) 甲南大学卒業生

- ① 甲南大学を卒業後、引き続き教職課程を履修しようとする者。卒業後空白期間のある者は受け入れない。
- ② 免許取得に必要な単位は全て甲南大学で取得しようとする者。
- ③ 学部在学中に教育実習を終了しているか、あるいは予備登録手続きを完了し、教育実習参加の前提条件を満たしている者。中学校の教員免許取得希望者は、上記に加えて介護等体験を終了していること。
- ④ 卒業後、1年以内に免許取得が見込める者（期間の延長は原則として認めない）。

(2) 甲南大学大学院（修士課程）修了者

- ① 甲南大学大学院在籍中に甲南大学の科目等履修生となり、大学院修了後、引き続き教職課程を履修しようとする者。修了後空白期間のある者は受け入れない。
- ② 免許取得に必要な単位は全て甲南大学で取得しようとする者。
- ③ 教育実習を終了しているか、あるいは教育実習予備登録手続きを完了し、教育実習参加の前提条件を満たしている者。中学校の教員免許取得希望者は、上記に加えて介護等体験を終了していること。
- ④ 修了後、1年以内に免許取得が見込める者（期間の延長は原則として認めない）。

2 「履修カルテ」の提供

- ① 卒業（又は退学）後、他大学で教員免許状を取得しようとする場合、2010年度以降の入学生で、学部在学中に「教職履修者登録」した者に限り、卒業（退学後）5年以内であれば本学において単位を修得した科目の「甲南大学教職課程履修カルテ」を大学からの請求に応じて提供することができる。
- ② 修了（又は退学）後、他大学で教員免許状を取得しようとする場合、2010年度以降の入学生で、学部又は大学院在学中に「教職履修者登録」した者に限り、登録後5年以内であれば本学において単位を修得した科目の「甲南大学教職課程履修カルテ」を大学からの請求に応じて提供することができる。

（附 則）

この申合せは、2015年3月1日より適用する。

2023年度 教職ガイドブック

発行日 2023年4月1日

編集・発行 甲南大学 教職教育センター
〒658-8501 神戸市東灘区岡本8丁目9番1号
電話 (078) 431-4341(大代表)

甲南大学 教職教育センター

〒658-8501 神戸市東灘区岡本8丁目9番1号 TEL.(078)431-4341(本代表)